

消防の動き



2012
2
No.490

- 平成24年度消防庁予算（案）の概要
- 平成23年度国の補正予算（第1号及び第3号）に係る消防防災施設災害復旧費補助金及び消防防災設備災害復旧費補助金の交付決定（第三次）
- 危険物の規制に関する政令を一部改正する政令等について



FDMA
住民とともに

消防庁
Fire and Disaster Management Agency



特報1

平成24年度消防庁予算(案)の概要..... 4

特報2

平成23年度国の補正予算(第1号及び第3号)に係る..... 6
消防防災施設災害復旧費補助金及び
消防防災設備災害復旧費補助金の交付決定(第三次)

特報3

危険物の規制に関する政令を一部改正する..... 7
政令等について

特報4

平成23年救急・救助の現況..... 10

平成24年2月号 No.490

巻頭言 「安全・安心な街づくり」を目指して(福岡市消防局長 谷口 芳満)

Report

防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査結果..... 13
地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会報告書の概要..... 15
平成23年(1月～6月)における火災の概要(概数)..... 18

TOPICS

「消防団員入団促進キャンペーン」の実施..... 20
第26次消防審議会(第5回)を開催..... 21

緊急消防援助隊情報

平成23年度緊急消防援助隊..... 22
地域ブロック合同訓練の実施状況(関東ブロック/九州ブロック)

消防通信～北から南から

京都府 宇治市消防本部「お茶と源氏物語のまち」宇治市..... 25

消防通信～望楼

群馬県消防長会(群馬県)/船橋市消防局(千葉県)/..... 26
下京消防団永松分団(京都府)/熊本市消防局(熊本県)

消防大学校だより

救急科(第73期)..... 27
消防団長科(第60期)/自主防災組織育成短期講習会..... 28
消防大学校成績優秀者(幹部科第27期、救急科第73期)..... 29

広報資料(3月分)

少年消防クラブ活動に参加しませんか..... 30

INFORMATION

12月の主な通知..... 31
消防庁人事(平成23年12月31日付/平成24年1月1日付/平成24年1月10日付)..... 31
広報テーマ(2月分・3月分)..... 31



表紙

秋田市消防本部
水難救助隊
秋田港での水難救助訓練

「安全・安心な街づくり」を目指して



福岡市消防局長 谷口 芳満

東日本大震災からまもなく丸一年を迎えようとしており、近年、国内外において発生している災害が多様化・大規模化している現状に、改めて自然の脅威を痛感すると共に、人命・財産を脅かす各種災害に対して、消防機関への国民の信頼と期待は、益々大きく高まっていることを実感しております。

また現在、各界関係機関が一丸となり、日本の復興に向かって動いているエネルギーに、世界が注目しており、新たな「絆」の広がりを感じているところであります。

さて、福岡市におきましては、「人と環境と都市が調和のとれたまちづくり」を目指しており、消防局では「住む人、訪れる人に安全・安心を提供できるまち・福岡」の実現に向け、「災害防ぎょ活動体制」、「救急体制」、「火災予防体制」の充実を3つの柱として様々な事業に取り組んでいるところであります。

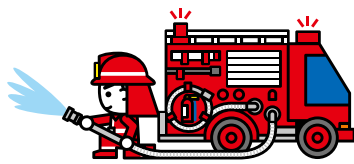
昨年、総務省消防庁が主催する初めての国際消防救助隊（IRT）の実戦的訓練が、全国3か所で開催されたところではありますが、中国・四国・九州地区ブロックの訓練については、本市が会場となり、20消防本部からIRT登録隊員50名が参加して、11月に実施されました。本市ではこれまで、昨年発生したニュージーランド地震等にIRTの隊員として派遣してきたところではありますが、今回開催されたような実戦的な訓練に参加することにより、より適切かつ安全に活動を行うための知識と技術の習熟が図られ、市民に安全・安心を提供できる消防力の向上に、より一層つながっていくものと確信しております。

また、この3月からは、水難事故における救助活動や離島における救急事案に対応するため、新消防艇「飛龍」の運用を開始いたします。この消防艇は、これまでの活動実績等を踏まえ、救急処置室の設置や人命検索時に有効な暗視カメラを搭載し、消防ヘリや消防隊等と連携をすることで、より広域的で迅速な消防活動が可能となり、消防体制の充実・強化が図れることとなります。

さらに、グループホームや小規模老人社会福祉施設は、過去の火災事例からみて火災発生時の人命危険が高い状態にあることから、施設関係者の防火意識の向上を図るとともに、法令の遵守や防火管理業務等の適正化を推進することが必要です。このため本市では、査察や避難訓練の指導を計画的に実施するとともに、一定条件を満たした施設に対して「防火安全促進マーク」を交付するなど、関係機関と連携した本市独自の取組を行っております。今後とも施設関係者と行政が協力体制を構築しながら、更なる防火安全対策の高揚に努めて参ります。

このように本市では、様々な施策を展開しているところではありますが、昨今の消防行政が直面する様々な課題に適切に対応し、市民の負託に応えていくためには、将来を見据えた人材の育成と組織の活性化が最も重要であると考えており、「福岡市消防局人材育成ビジョン」に基き、若手職員への知識・技術の伝承、また全職員がそれぞれの意欲や能力を最大限に発揮できる組織風土づくりに積極的に取り組んでいるところです。

今後とも、「市民の生命、身体、財産を守る」という消防の使命を肝に命じ、職員がひとつとなって社会情勢の変化に即応した消防防災体制の確立に努めてまいります。



平成24年度消防庁予算(案)の概要

総務課

1 消防庁予算(案)の概要

平成23年12月24日に閣議決定された平成24年度予算政府案における消防庁所管分については、被災地における消防防災施設・設備の復旧支援をはじめ、緊急消防援助隊の機能強化などの施策について、新たな視点で、ハード・ソフト両面でワンランク上の消防防災インフラを整備し、防災力の更なる強化を目指すため、「日本再生重点化措置」要望及び「東日本大震災復旧・復興」要求を積極的に行うなど、メリハリのある予算編成を行いました。

主な内容として、緊急消防援助隊設備整備費補助金については、対前年度同額の48億97百万円を確保し、この

うち、消防救急無線のデジタル化の推進に20億円を確保しました。

また、被災地の消防防災施設・設備の復旧を緊急に実施するために必要となる消防防災施設・設備災害復旧費補助金については、143億16百万円（復興庁において予算計上）を確保しました。

この結果、平成24年度消防庁予算(案)は、復興庁計上分を含めた総額として、対前年度（131億87百万円）比106.4%増の272億24百万円が計上され、平成23年度の第1次補正予算（621億56百万円）や第3次補正予算（338億6百万円）とあわせて、必要な予算額を確保しました。

引き続き、「国民の命を守る消防防災行政」を着実に

表 平成24年度 消防庁予算(案)の概要

(単位：百万円、%)

	H24予算額(案) a	H23当初予算 b	比較増減額 a-b	増減率 (a-b)/b	
I 概算要求枠総額	10,221	13,187	△ 2,966	△ 22.5	
(参考) 概算要求枠総額 (人件費を除く。)	8,855	11,808	△ 2,953	△ 25.0	
事業費等	4,509	7,288	△ 2,779	△ 38.1	
消防関係法令の施行事業費	3,143	2,833	310	10.9	
元気な日本復活特別枠要望	0	3,076	△ 3,076	皆減	
人件費	1,366	1,379	△ 13	△ 0.9	
消防補助負担金	5,712	5,899	△ 187	△ 3.2	
緊急消防援助隊設備整備費補助金	4,897	4,897	0	0.0	
うち消防救急デジタル無線	2,000	0	2,000	皆増	
消防防災施設整備費補助金	723	910	△ 187	△ 20.5	別途、1億87百万円を内閣府に計上
国庫負担金	92	92	0	0.0	
II 「日本再生重点化措置」要望額	2,174	0	2,174	皆増	
小計 (I + II)	12,395	13,187	△ 792	△ 6.0	
III 「東日本大震災復旧・復興」要求額	14,830	0	14,830	皆増	
うち被災地復興	14,316	0	14,316	皆増	東日本大震災復興特別会計(仮称)に計上(復興庁所管)
うち全国防災	514	0	514	皆増	東日本大震災復興特別会計(仮称)に計上(消防庁所管)
総計 (I + II + III)	27,224	13,187	14,037	106.4	
うち復興庁計上分を除く。	12,908	13,187	△ 279	△ 2.1	

※ 端数処理の関係上、表中の計算が合わないことがある。



推進し、国民生活の安全・安心に万全を期するため、必要な予算を確保できるよう努めてまいります。

2 主要事業の概要

平成24年度消防庁予算（案）における主要事業について解説します。

1. 緊急消防援助隊の機能強化

(1) 緊急消防援助隊設備整備費補助金

地方公共団体の緊急消防援助隊設備（車両、資機材等）の整備を促進するため、緊急消防援助隊設備整備費補助金を交付（48億97百万円）

※うち消防救急無線のデジタル化推進20億円

(2) 緊急消防援助隊の設備の充実強化

大規模災害への対応力を強化するため、国有財産等の無償使用制度（消防組織法第50条）を活用して、必要な設備（消防防災ヘリコプター、ヘリコプター動態管理システム、指揮支援部隊用資機材）を整備（22億92百万円）

(3) 緊急消防援助隊活動拠点施設に係る調査・検討

大規模かつ長期間に及ぶ災害時における緊急消防援助隊の活動を支える活動拠点について、部隊の航空投入まで含めた整備手法を検討（23百万円）

2. 通信基盤の整備、消防団や自主防災組織の充実強化等による地域における消防防災インフラの強化

(1) 消防防災施設整備費補助金

地方公共団体の消防防災施設（耐震性貯水槽、消防指令センター等）の整備を促進するため、消防防災施設整備費補助金を交付（7億23百万円）

※別途、政令指定都市分1億87百万円を内閣府において予算計上

(2) 消防団の充実強化

東日本大震災の教訓を生かすため、消防団の大規模災害時の活動のあり方の検討及び消防団の入団促進等を図るため、消防団員確保アドバイザーの派遣や各種広報事業等の展開（1億90百万円）

(3) 自主防災組織の育成等

自主防災組織等の充実強化のため、東日本大震災にお

ける活動事例集の作成・配付、少年消防クラブの活性化に向けた検討・表彰等を実施（23百万円）

(4) 津波避難対策の推進

津波避難対策の充実・強化に向けて有識者等による検討を行い、津波対策推進マニュアル検討報告書を改定（25百万円）

3. 火災予防・危険物事故防止対策等の推進、救急救命体制の強化

(1) 高齢者や障がい者に適した火災警報装置の調査検討
火災警報を高齢者・障がい者に的確に伝える設備の円滑な導入に向けて、公共施設をモデルとして、光による警報装置を設置し、効果的な設置・維持管理方法について検討（2億50百万円）

(2) 救急救命体制の整備・充実

救急出動件数及び搬送人員の増加、大規模災害における救急業務体制の構築、消防と医療との連携・強化等の課題を含めた救急業務のあり方全般について研究・検討を行い、救急救命体制を整備・充実（84百万円）

(3) 火災予防に係る規制体系の再構築

火災予防に係る規制体系の再構築と火災予防の実効性向上を図るため、火災危険度に応じた規制基準のあり方等について検討（38百万円）

(4) 石油コンビナート災害等特殊災害対策の充実強化

大規模地震発生時の石油コンビナートにおける従業員の避難のあり方等について検討（15百万円）

4. 消防防災施設・設備の災害復旧

(1) 消防防災施設災害復旧費補助金

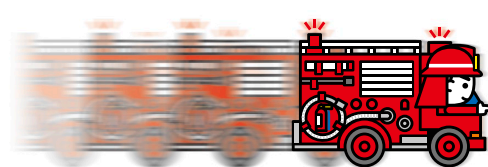
被災地の消防防災施設の復旧を緊急に実施するために必要となる経費を消防防災施設災害復旧費補助金として被災地地方公共団体に対して交付（94億96百万円）

※復興庁において予算計上

(2) 消防防災設備災害復旧費補助金

被災地の消防防災設備の復旧を緊急に実施するために必要となる経費を消防防災設備災害復旧費補助金として被災地地方公共団体に対して交付（48億20百万円）

※復興庁において予算計上



平成23年度国の補正予算（第1号及び第3号）に係る 消防防災施設災害復旧費補助金及び 消防防災設備災害復旧費補助金の交付決定（第三次）

消防・救急課

消防庁は、平成23年12月26日付けで、平成23年度国の補正予算（第1号及び第3号）に係る消防防災施設災害復旧費補助金及び消防防災設備災害復旧費補助金の第三次交付決定を行いました。

平成23年度の補正予算額は、消防防災施設災害復旧費補助金が207億7,946万6千円（第1号）、消防防災設備災害復旧費補助金が115億6,852万8千円（第1号：73億270万7千円、第3号：42億6,582万1千円）の総額323億4,799万4千円となっています。

1 交付決定の概要

(1) 交付決定額

交付決定額の総額は100億9,743万3千円で、その内訳は次のとおりです。

- ①消防防災施設災害復旧費補助金 62億4,671万8千円
- ②消防防災設備災害復旧費補助金 38億5,071万5千円

(2) 今回交付決定の主な対象施設・設備及び数量

消防防災施設災害復旧費補助金の主な対象施設としては、消防庁舎21団体、消防団拠点施設（団詰所等）6団

体、消防救急無線施設（局舎、鉄塔等）8団体、防災行政無線施設（局舎、鉄塔等）15団体等について交付決定を行いました。

また、消防防災設備災害復旧費補助金の主な対象設備としては、消防団設備総合整備事業（車両、資機材等）9団体、消防救急無線設備（基地局設備、携帯無線機等）10団体、防災行政無線設備（移動局、戸別受信機等）17団体等について交付決定を行いました。

2 県別補助金交付決定状況

平成23年8月及び10月にそれぞれ実施した第一次及び第二次交付決定と合計した各県別の交付決定額は、以下の表のとおりです。

なお、各市町村の交付決定額等については消防庁HPに掲載しています（<http://www.fdma.go.jp/>）。

3 その他

今後とも、地方公共団体からの要望に応じて追加交付決定を実施する予定です。

平成23年度国の補正予算（第1号及び第3号）に係る消防防災施設災害復旧費補助金及び消防防災設備災害復旧費補助金交付決定状況

（単位：千円）

県名	消防防災施設災害復旧費補助金			消防防災設備災害復旧費補助金			合計		
	交付決定済	第3次	計(A)	交付決定済	第3次	計(B)	交付決定済	第3次	計(A)+(B)
青森	239,415	2,138	241,553	47,723	0	47,723	287,138	2,138	289,276
岩手	3,107,040	2,716,380	5,823,420	2,409,807	989,209	3,399,016	5,516,847	3,705,589	9,222,436
宮城	3,924,754	2,405,952	6,330,706	2,903,483	1,528,703	4,432,186	6,828,237	3,934,655	10,762,892
福島	1,748,818	1,017,519	2,766,337	1,531,198	1,268,674	2,799,872	3,280,016	2,286,193	5,566,209
茨城	1,372,237	39,142	1,411,379	50,807	12,954	63,761	1,423,044	52,096	1,475,140
栃木	354,739	16,552	371,291	120,647	0	120,647	475,386	16,552	491,938
千葉	38,885	43,115	82,000	26,403	51,175	77,578	65,288	94,290	159,578
新潟	8,784	2,214	10,998	2,060	0	2,060	10,844	2,214	13,058
長野	5,715	3,706	9,421	105	0	105	5,820	3,706	9,526
合計	10,800,387	6,246,718	17,047,105	7,092,233	3,850,715	10,942,948	17,892,620	10,097,433	27,990,053

危険物の規制に関する政令を一部改正する政令等について

危険物保安室

1 はじめに

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成23年政令第405号）、危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（平成23年総務省令第165号）、危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（平成23年総務省令第166号）、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示等の一部を改正する件（平成23年総務省告示第556号）、製造所等の不活性ガス消火設備の技術上の基準の細目を定める告示（平成23年総務省告示第557号）、製造所等のハロゲン化物消火設備の技術上の基準の細目を定める告示（平成23年総務省告示第558号）及び製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定める告示（平成23年総務省告示第559号）が平成23年12月21日に公布されました。

今回の改正は、①危険物及び消防活動阻害物質の追加、②浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所に係る技術上の基準の整備、③エタノール又はエタノールを含有するガソリン（以下「エタノール等」という。）を取り扱う給油取扱所に係る技術上の基準の整備及び④製造所等の消火設備に係る技術上の基準の整備を主な内容とするものです。

以下、この4点を中心に、今回の改正の概要をご紹介します。

なお、本文中での法令名は以下のとおり略称を用いています。

- ・危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）…政令
- ・危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成23年政令第405号）…改正政令
- ・危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令（平成元年自治省令第2号）…指定省令

2 危険物及び消防活動阻害物質の追加について

(1) 危険物の追加

消防法上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う施設の安全を確保するためには、火災危険性を有するおそれのある物質について、物質の性状や生産流通の実態等を早期に把握し、必要に応じて消防法上の危険物として指定し、適切な措置を講じる必要があります。

消防庁で平成22年度に開催した「火災危険性を有する



【炭酸ナトリウム過酸化水素付加物】
化学式： $2\text{Na}_2\text{CO}_3 \cdot 3\text{H}_2\text{O}_2$
主な用途：漂白剤
別称：過炭酸ナトリウム、過炭酸ソーダ

おそれのある物質等に関する調査検討会」（座長：田村昌三・東京大学名誉教授）において、「炭酸ナトリウム過酸化水素付加物」が消防法上の第1類の危険物の性状を有する物質であり、かつ、一定の流通量があることが明らかとなり、当該物質を消防法上の第1類の危険物に追加することが適当であるとの結論を得ました。

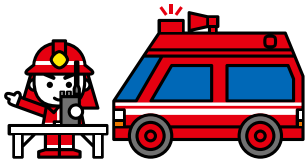
このことを踏まえ、政令を改正し、「炭酸ナトリウム過酸化水素付加物」を消防法上の第1類の危険物の品名に追加しました。当該物質は、主に漂白剤の原料に用いられています。

この改正は、平成24年7月1日から施行されます。

改正政令の施行後は、「炭酸ナトリウム過酸化水素付加物」を指定数量以上貯蔵し、又は取り扱う場合は、消防法令に規定する技術基準に適合した危険物施設において行う必要があります。ただし、改正政令の施行前から当該物質を貯蔵し、又は取り扱っている施設については、今回の改正に伴い所有者等に課される義務の一部について、一定の経過措置を設けることとしました。

(2) 消防活動阻害物質の追加について

前述の検討会において、毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（平成22年政令第242号）により新たに劇物に指定された「オキシ三塩化バナジウム及びこれを含有する製剤」を、また、平成20年度に開催した「危険物等の危険性に関する調査検討会」（座長：同上）において、毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（平成20年政令第199号）により新たに劇物に指定された「1-ブromo-3-クロロプロパン及びこれを含有する製剤」を、それぞれ消防活動阻害物質（消防法第9条の3に規定する火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質をいう。）として指定することが適当であるとの結論を得ました。



このことを踏まえ、指定省令を改正し、当該2物質を消防活動阻害物質に追加しました。

この改正は、平成24年7月1日から施行されます。

施行後は、当該物質を貯蔵し、又は取り扱う場合は、その旨を所轄消防庁等に届け出ることが必要になります。

3 浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所に係る技術上の基準について

(1) 改正の背景

近年、浮き蓋付特定屋外貯蔵タンクの危険物の受け入れ時等における事故が増加していることに鑑み、消防庁において平成20年度から平成22年度に「内部浮き蓋付き屋外貯蔵タンクの安全対策に関する検討会」（座長：大谷英雄・横浜国立大学大学院環境情報研究院教授）を開催し、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の安全を確保するための技術基準について一定の結論を得ました。

また、先般の東日本大震災において浮き蓋付特定屋外貯蔵タンクの浮き蓋が破損する事故が発生したことを受け、消防庁において平成23年5月から開催した「東日本大震災を踏まえた危険物施設等の地震・津波対策のあり方に係る検討会」（座長：亀井浅道・元横浜国立大学安心・安全の科学研究教育センター特任教授）において、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の技術基準のあり方について改めて確認したところです。

(2) 改正趣旨

通常、浮き蓋付特定屋外貯蔵タンクの気相部は、可燃性蒸気の濃度が爆発範囲よりも低い状態で維持されていますが、振動や衝撃等によって浮き蓋が破損又は沈没したり、危険物が浮き蓋の上に漏れると、可燃性蒸気がタンクの気相部に滞留し、気相部の可燃性蒸気の濃度が爆発範囲になる危険性があります。

また、浮き蓋が破損又は沈没した場合、当該浮き蓋がタンクの側板や底板を損傷し、タンクから危険物が漏えいする危険性もあります。

そこで、タンク内の可燃性蒸気の濃度が爆発範囲にならないよう、また、浮き蓋が容易に破損又は沈没しないよう、政令等を改正し、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所に係る技術基準を設けました。

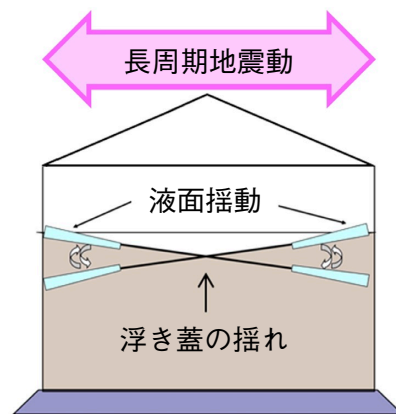
(3) 概要

浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所に係る技術基準の概要は以下のとおりです。この改正は、平成24年4月1日から施行されます。

ア. 浮き蓋に係る技術基準

浮き蓋は、地震等による振動や衝撃によって容易に破損又は沈没しないよう、浮き室を有する構造とすること。また、以下のタンクに設ける浮き蓋は耐震構造を講じること。

(ア) ポンツーン型



- ・容量が2万kl以上のタンク
 - ・容量が2万kl未満のタンクのうち、液面揺動が大きいタイプのもの
- (イ) 簡易フロート型
- ・内径が30m未満のタンク
 - ・長周期地震動の影響が大きい地域に設けられているタンク

イ. 特別通気口及び点検口の設置

浮き蓋付特定屋外貯蔵タンクには、可燃性蒸気を屋外に排出するための特別通気口と、浮き蓋の状態を確認するための点検口を設けること。（不活性ガスを充填して危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを除く。）

ウ. 噴き上げ防止措置

噴き上げ*が起りうる浮き蓋付特定屋外貯蔵タンクの配管には、空気抜きやディフューザー等の噴き上げを防止する設備を設けること。

※噴き上げとは、液体の危険物を配管からタンクに注入する際、配管内に溜まった気体がタンク内に押し込まれ、塊の状態を上昇して浮き蓋にぶつかることをいう。噴き上げにより簡易フロート型の浮き蓋が破損する事例が多く発生している。

(4) 経過措置

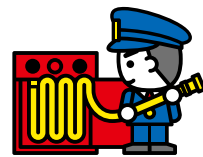
浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所に係る技術基準は、平成36年3月31日までに適合させることとしました。

ただし、浮き蓋付特定屋外貯蔵タンク内に不活性ガスを充填して危険物を貯蔵等するものと、当該タンクにおいて貯蔵等する危険物の引火点が40度以上のものには、可燃性蒸気を検知する設備を設けているものには、浮き蓋に係る技術基準は適用しないこととしました。

4 エタノール等を取り扱う給油取扱所に係る技術上の基準について

(1) 改正の背景

地球温暖化等に鑑みて二酸化炭素の排出を抑える対策が世界的に求められている中で、生物資源を使用するバイオマス由来の燃料の実用化が進められています。既に、バイオマス由来の燃料であるバイオエタノールをガソリ



ンに3%含有したガソリン（E3）を用いた自動車
が広く実用化されており、さらにバイオエタノール
を多く含むE10やE20、E100（エタノール100%）
を燃料とする自動車の実用化が進められていると
ころです。

給油取扱所においてこれらの燃料を取り扱う際の
安全性を確保するための技術基準の整備が急務と
なっていることに鑑み、消防庁において平成22年度
に「新技術・新素材の活用等に対応した安全対策の
確保に係る調査検討会」（委員長：久保内昌敏・東
京工業大学大学院理学工業研究科教授）を開催し、
当該技術基準について一定の結論を得ました。

これを踏まえ、政令等を改正し、エタノール等
を取り扱う給油取扱所に係る技術基準を規定しまし
た。

(2) 概要

エタノール等を取り扱う給油取扱所に係る技術基準の
主なものは以下のとおりです。

ア. 収容設備の設置

エタノールは水溶性であるため、ガソリンに含有する
エタノールの濃度や油分離装置の容量によっては、流出
事故時にエタノールが雨水等に溶けて危険物施設の外に
排出されるおそれがあります。そこで、このようなおそ
れのある給油取扱所には、容量4立方メートル以上の収
容設備を設けることとしました。

イ. 取扱いの基準

エタノール等を自動車等に給油するとき等は、切替弁
によって前述「ア」の貯留設備に接続することとしまし
た。また、エタノールを取り扱う専用タンク等の注入口
の弁は、ホースが緊結されているとき以外は閉鎖するこ
ととしました。

この他、エタノール等を取り扱うセルフスタンドや圧
縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所に係る技術基準を
整備しました。

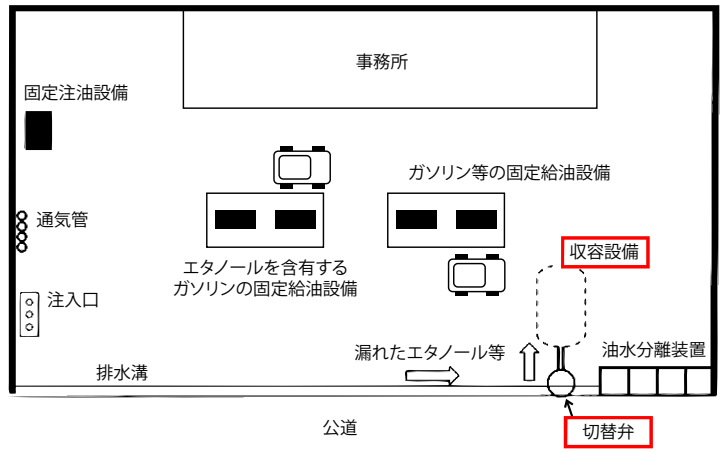
この改正は、平成24年1月11日から施行されています。

5 製造所等の消火設備について

(1) 改正の背景

従来、危険物施設におけるガス系消火設備は、二酸化
炭素を消火剤とする二酸化炭素消火設備と、ハロンを消
火剤とするハロゲン化物消火設備を用いることとしてき
ました。近年、ハロンからオゾン層を保護するために、
ハロン代替ガスを用いたガス消火設備が開発されていま
す。

このことに鑑み、消防庁において開催した「ガス系消
火設備の基準に関する調査検討会」（座長：川端信義・
金沢大学理工研究域機械工学系教授）において、危険物
施設におけるハロン代替ガス（窒素、窒素とアルゴンの



【エタノール等を取り扱う給油取扱所に係る】

混合ガス等）を用いたガス系消火設備の有効性及びその
基準について結論を得ました。

また、バイオ燃料の普及に鑑み、平成22年度に消防庁
で開催した「泡消火設備の基準に関する調査検討会」（座
長：大谷英雄・横浜国立大学大学院環境情報研究院教授）
において、バイオエタノール等のバイオ燃料に対して有
効な泡消火設備の性能及びの基準について結論を得まし
た。

(2) 概要

ア. ガス系消火設備

(ア) 不活性ガス消火設備

ガソリン、灯油、軽油及び重油を貯蔵し、又は取り扱
う製造所等に設ける全域放出方式の消火設備について
は、従来の二酸化炭素に加え、窒素、IG-55（窒素と
アルゴンの混合物）、IG-541（窒素、アルゴン及び二
酸化炭素の混合物）の使用を可能とし、名称を「二酸化
炭素消火設備」から「不活性ガス消火設備」と改めまし
た。また、製造所等における不活性ガス消火設備の技術
基準を規定した告示を制定しました。

(イ) ハロゲン化物消火設備

ガソリン、灯油、軽油及び重油を貯蔵し、又は取り扱
う製造所等に設ける全域放出方式の消火設備について
は、新たに、HFC-23（トリフルオロメタン）、HFC
-227ea（1,1,1,2,2,3,3-ヘプタフルオロプロパン）を
用いることを可能としました。また、製造所等における
ハロゲン化物消火設備の技術基準を規定した告示を制定
しました。

イ. 泡消火設備

バイオ燃料を含有するガソリン等についても、バイオ
燃料と同量の泡水溶液量及び泡放射率とすることとし、
製造所等における泡消火設備の技術基準を規定した告示
を制定しました。

製造所等の消火設備の技術基準に係る告示は、平成24
年4月1日から施行されます。



平成23年救急・救助の現況

救急企画室・応急対策室・参事官

1 救急業務の実施状況

救急出動件数、搬送人員ともに増加

平成22年中の救急自動車による救急出動件数は、前年に比べて34万1,456件（6.7%）増加し、546万3,682件でした。

また、搬送人員については、前年に比べて29万6,546人（6.3%）増加の497万9,537人となりました（図1参照）。

搬送人員の主な増加要因としては、急病が21万6,963人（7.6%）、労働災害が3,940人（10.0%）増加となっています（表1参照）。

救急自動車は約5.8秒（前年6.2秒）に1回の割合で出動しており、国民の約26人（前年27人）に1人が搬送されたこととなります。

現場到着までの時間は、全国平均で8.1分（前年7.9分）であり、病院収容までの時間は全国平均で37.4分（前年36.1分）となっています（図2参照）。

搬送人員の50.4%が入院加療を必要としない傷病者

平成22年中の救急自動車による搬送人員497万8,706人のうち、死亡・重症・中等症の割合は全体の49.5%、入院加療を必要としない軽症傷病者の割合は合計で50.4%と過半を占めています（図3参照）。

また、年齢区分別事故種別搬送人員のうち高齢者は、平成22年国勢調査の人口割合23.0%に対して、搬送人員の割合は51.0%と高い割合を占め、高齢者の12人に1人が搬送されていることとなり、全人口で算定した場合の26人に1人と比較して2.2倍となっています（表2参照）。

図1 救急自動車による救急出動件数および搬送人員の推移

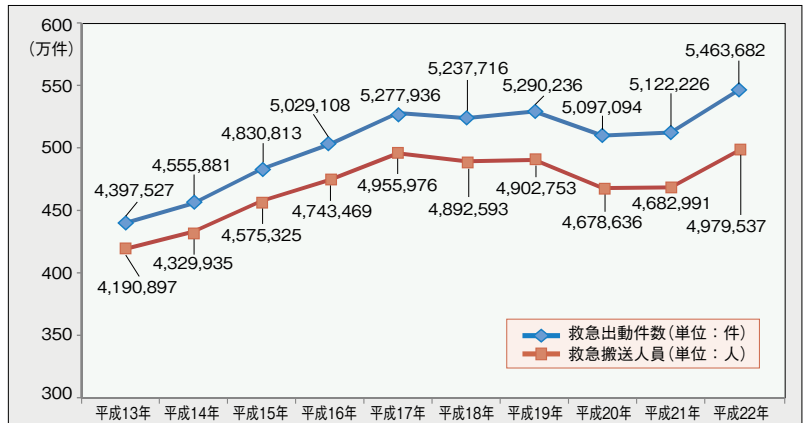
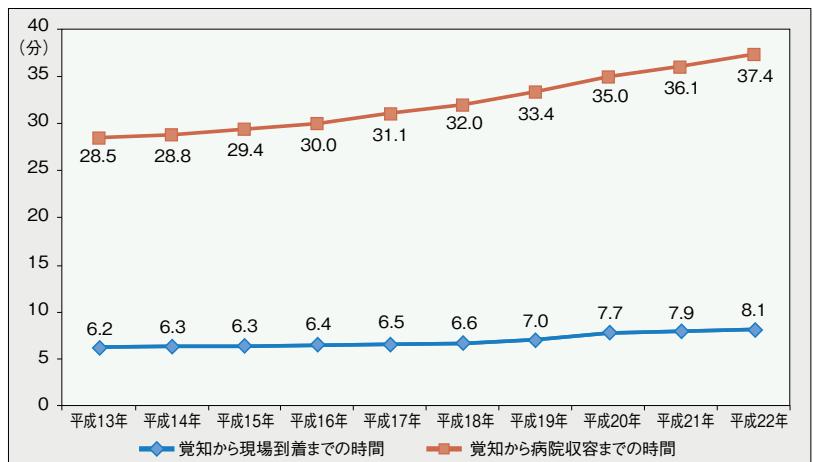


表1 救急自動車による事故種別搬送人員

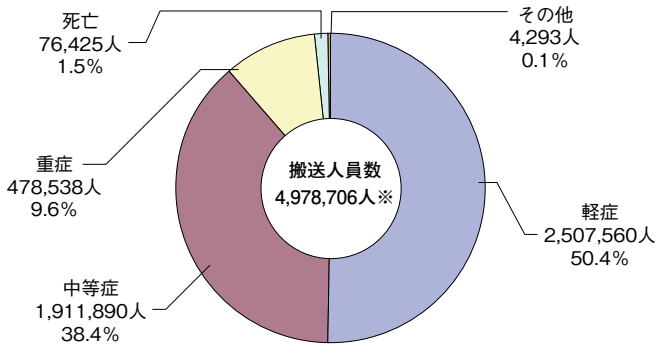
事故種別	平成21年中		平成22年中		対前年比	
	搬送人員	構成比(%)	搬送人員	構成比(%)	増減数	増減率(%)
急病	2,861,613	61.1	3,078,576	61.8	216,963	7.6
交通事故	555,292	11.9	561,646	11.3	6,354	1.1
一般負傷	647,187	13.8	692,606	13.9	45,419	7.0
加害	33,543	0.7	32,999	0.7	△ 544	△ 1.6
自損行為	52,630	1.1	51,833	1.0	△ 797	△ 1.5
労働災害	39,467	0.8	43,407	0.9	3,940	10.0
運動競技	33,330	0.7	35,711	0.7	2,381	7.1
火災	6,735	0.2	6,501	0.1	△ 234	△ 3.5
水難	2,289	0.1	2,442	0.0	153	6.7
自然災害	304	0.0	235	0.0	△ 69	△ 22.7
その他	450,601	9.6	473,581	9.5	22,980	5.1
合計	4,682,991	100.0	4,979,537	100.0	296,546	6.3

図2 現場到着時間及び病院収容時間の推移



* 東日本大震災の影響により、平成22年の釜石大槌地区行政事務組合消防本部及び陸前高田市消防本部のデータは除いた数値により集計している。

図3 救急自動車による傷病程度別搬送人員の状況



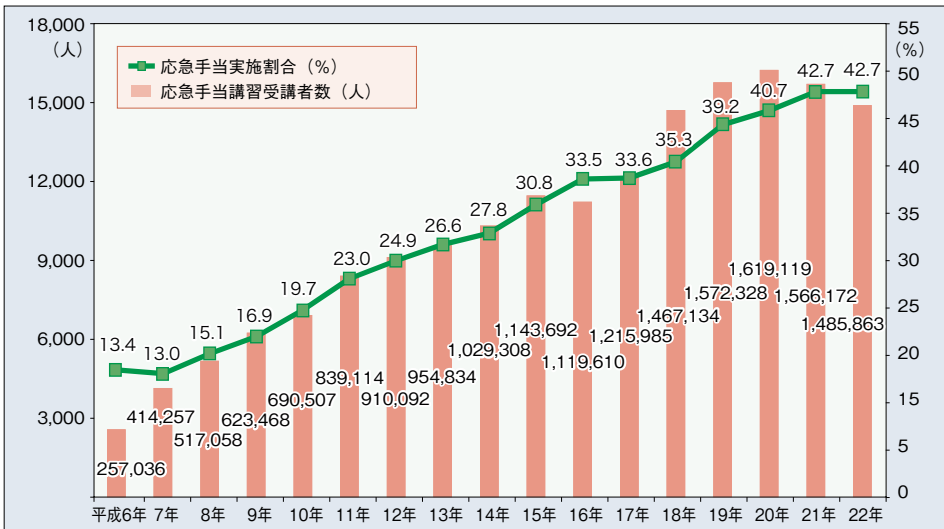
* 東日本大震災の影響により、平成22年の陸前高田市消防本部のデータは除いた数値により集計している。

表2 救急自動車による年齢区分別事故種別搬送人員の状況

事故種別 年齢区分	急病	交通事故	一般負傷	その他 (左記以外)	合計	(参考)
						平成22年 国勢調査人口 (構成比)
新生児 (構成比: %)	2,124 (0.0)	89 (0.0)	471 (0.1)	11,547 (1.8)	14,231 (0.3)	7,454,093 (5.9)
乳幼児 (構成比: %)	149,372 (4.9)	18,560 (3.3)	62,539 (9.0)	17,344 (2.6)	247,815 (5.0)	
少年 (構成比: %)	69,981 (2.3)	60,171 (10.7)	32,392 (4.7)	31,587 (4.9)	194,131 (3.8)	12,996,668 (10.2)
成人 (構成比: %)	1,139,029 (37.0)	373,395 (66.5)	193,949 (28.0)	278,422 (43.1)	1,984,795 (39.9)	77,384,483 (60.9)
高齢者 (構成比: %)	1,717,522 (55.8)	109,369 (19.5)	403,160 (58.2)	307,683 (47.6)	2,537,734 (51.0)	29,245,685 (23.0)
合計 (構成比: %)	3,078,028 (100.0)	561,584 (100.0)	692,511 (100.0)	646,583 (100.0)	4,978,706 (100.0)	127,080,929 (100.0)

(注) 1 年齢区分は、次による。
 (1) 新生児：生後28日未満の者
 (2) 乳幼児：生後28日以上満7歳未満の者
 (3) 少年：満7歳以上満18歳未満の者
 (4) 成人：満18歳以上満65歳未満の者
 (5) 高齢者：満65歳以上の者
 2 本表には、平成22年国勢調査人口中の年齢不詳97万6,423人は、含まれていない。
 * 東日本大震災の影響により、陸前高田市消防本部のデータは除いた数値で集計している。

図4 応急手当講習受講者数と心肺機能停止傷病者への応急手当実施率の推移



* 東日本大震災の影響により、平成22年の陸前高田市消防本部のデータは除いた数値により集計している。

バイスタンダーによる応急手当件数の割合

平成22年中に消防機関が実施した応急手当普及講習の修了者数は、148万5,863人で、国民の86人に1人が受講したこととなります（前年82人に1人）。実際に救急搬送の対象となった心肺機能停止症例の42.7%（5万2,541人、前年42.7%）に、バイスタンダー（救急現場に居合わせた人）による応急手当（胸骨圧迫（心臓マッサージ）・人工呼吸・AED（自動体外式除細動器）による除細動）が実施されています（図4参照）。

心肺機能停止傷病者の1か月後の生存率及び社会復帰率

平成22年中に救急搬送された心肺機能停止傷病者搬送人員のうち、心原性かつ一般市民により目撃のあった症例の1か月後生存率は、11.4%と平成21年と同様に過去6か年のうち最も高く、平成17年中と比べ、約1.6倍（4.2ポイント上昇）となっています（図5参照）。

また、1か月後社会復帰率については、6.9%で、平成21年より0.2ポイント低下しましたが、平成17年中と比べ、約2.1倍（3.6ポイント上昇）となっています（図6参照）。

一般市民による除細動実施件数の増加

AED（自動体外式除細動器）が公共施設や事業所等さまざまな個所に配備されてきていることから、一般市民による除細動の件数は、平成22年には1,298件と着実に増加しています（図7参照）。

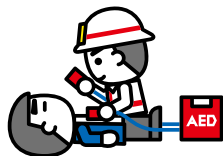
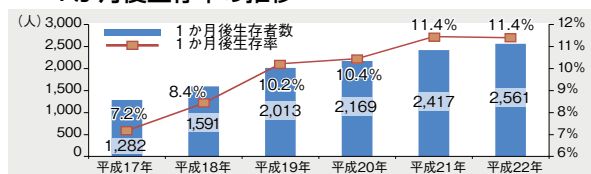
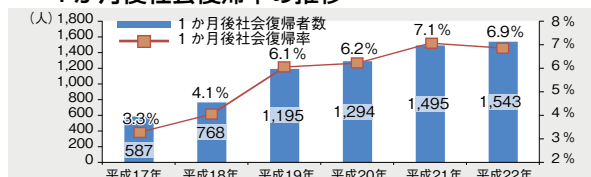


図5 心原性かつ一般市民による目撃のあった症例の1か月後生存率の推移



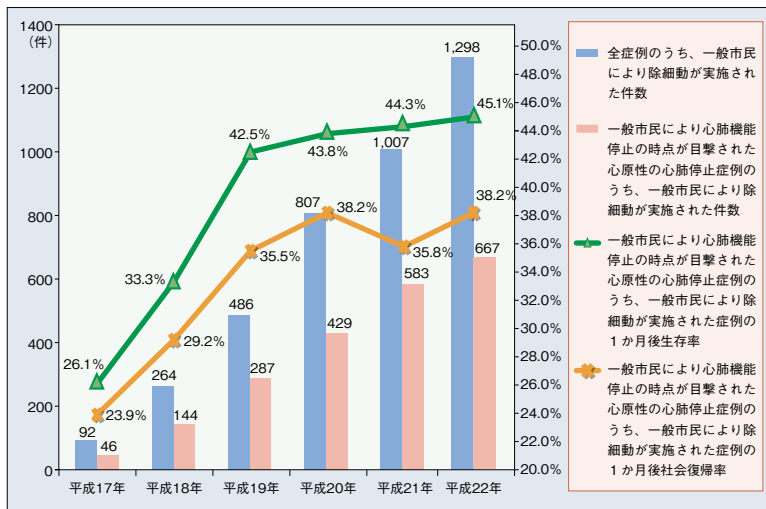
* 東日本大震災の影響により、平成22年の釜石大槌地区行政事務組合消防本部及び陸前高田市消防本部のデータは除いた数値により集計している。

図6 心原性かつ一般市民による目撃のあった症例の1か月後社会復帰率の推移



* 東日本大震災の影響により、平成22年の釜石大槌地区行政事務組合消防本部及び陸前高田市消防本部のデータは除いた数値により集計している。

図7 一般市民により除細動が実施された件数の推移



* 東日本大震災の影響により、平成22年の釜石大槌地区行政事務組合消防本部及び陸前高田市消防本部のデータは除いた数値により集計している。

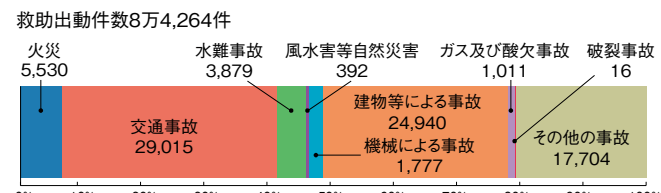
2 救助業務の実施状況

救助出動件数は「交通事故」、救助活動件数は「建物等による事故」がそれぞれ第1位

平成22年中の救助出動件数（救助隊等が出動した件数）は、全体で8万4,264件であり、「交通事故」によるものが2万9,015件（全体の34.4%）で昭和55年以降、第1位の出動種別となっています（図8参照）。

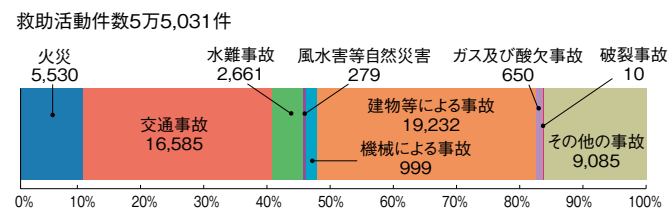
一方、救助活動件数（救助隊等が実際に活動した件数）は、全体で5万5,031件であり、「建物等による事故」が1万9,232件（全体の35.0%）で、平成20年以降、第1位の活動種別となっています（図9参照）。

図8 救助出動件数(救助隊等が出動した件数)



* 東日本大震災の影響により、平成22年の釜石大槌地区行政事務組合消防本部のデータは除いた数値により集計している。

図9 救助活動件数(救助隊等が実際に活動した件数)



* 東日本大震災の影響により、平成22年の釜石大槌地区行政事務組合消防本部のデータは除いた数値により集計している。

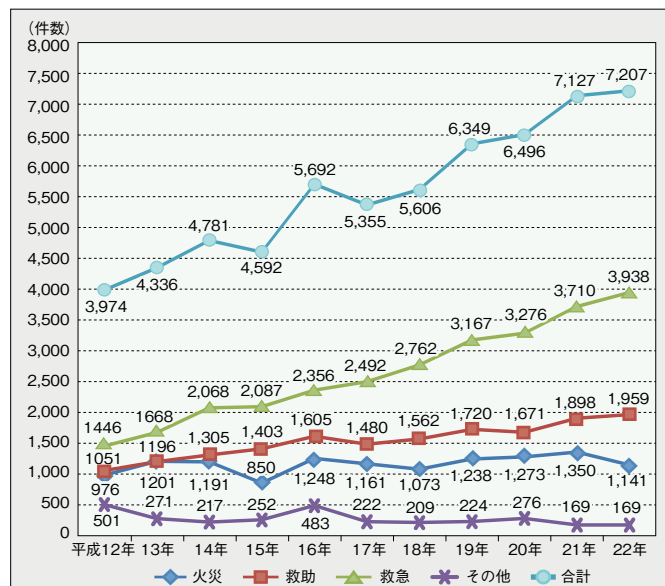
3 消防防災ヘリコプターの活動状況

消防防災ヘリコプターによる救急出動件数が過去最高を記録

消防防災ヘリコプターによる救急出動件数は年々増加し、平成22年中は過去最多の3,938件（前年比228件増）となりました。

平成22年中の消防防災ヘリコプターによる全出動件数は7,207件であり、そのうち救急による出動件数が占める割合も、54.6%と過去最高を記録しました（図10参照）。

図10 消防防災ヘリコプターによる出動状況(平成12年～平成22年)



* 「その他」とは、地震、風水害、大規模事故等における警戒、指揮支援、情報収集等の調査活動並びに資機材及び人員搬送等、火災、救助、救急出動以外の出動をいう。

防災拠点となる 公共施設等の 耐震化推進状況調査結果

防災課

1 調査の背景

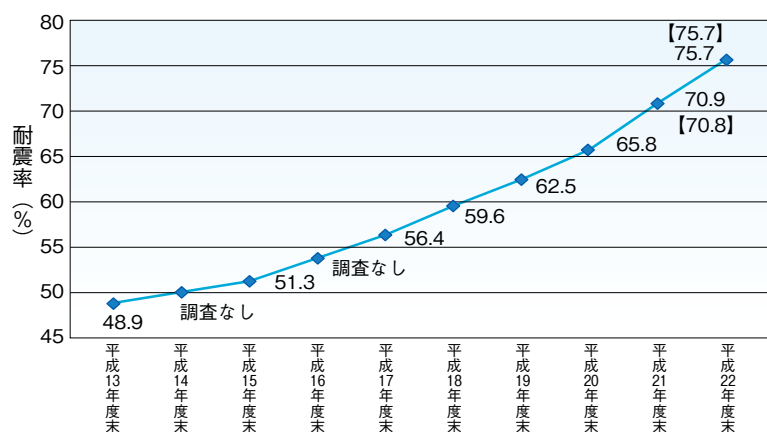
東日本大震災（平成23年3月）では、甚大な人的・物的被害が発生しました。これらの多くは、津波を主因とするものと考えられますが、震源から遠く離れた地域においても長周期地震動による超高層ビルの被害のほか、建築物の天井の落下による被害なども多数報告されています。

過去の災害を見ると、阪神・淡路大震災（平成7年1月）では、全半壊した建築物は約25万棟にもおよび、震災による死者の約8割が建築物の倒壊によるものでした。また、新潟県中越地震（平成16年10月）では、一部市町村の庁舎が被災により使用不能となる事態が発生しました。さらに、海外の事例を含めると、中国四川省の大地震（平成20年5月）では、多くの学校施設の倒壊により多数の犠牲者が発生しました。

地方公共団体が所有又は管理する公用・公共用施設の多くは、不特定多数の利用が見込まれるほか、地震災害の発生時には防災拠点としての機能を発揮することが求められます。

こうした施設が地震により被害を受けた場合、多くの

図1 防災拠点となる公共施設等の耐震率の推移



【】内の数値は、岩手県、宮城県及び福島県並びにこれら3県内の市町村データを除いた数値により集計したものの。

犠牲者を生じさせるばかりでなく、災害応急対策等の実施に支障をきたし、その結果として防ぐことができたであろう被害の発生や拡大を招くおそれがあります。

災害応急対策を円滑に実施するためには、防災拠点となる庁舎、消防署、避難所となる文教施設（校舎・体育館）などの公共施設等の耐震化が非常に重要です。

消防庁では、こうした背景の下、平成13年度に設置した「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進検討委員会」により、地方公共団体（都道府県及び市町村）が所有又は管理する公共施設等について、耐震診断及び改修実施状況等について調査を実施し、「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進検討報告書」として取りまとめ、その後も調査を実施してきたところですが、平成22年度末時点の調査結果（※）が取りまとまりましたので報告します。

（※）東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県並びにこれら3県内の市町村のデータについては除いた数値により集計している。

2 調査結果

本調査における「耐震率」は、対象となる全棟数に占める「耐震性が確保されている」棟数の割合です。

「耐震性が確保されている」とは、昭和56年の建築基準法改正に伴い導入された現行の耐震基準を満たす、ということです。この耐震基準は、震度5強程度の地震に対しては、ほとんど損傷を生じず、震度6強程度の地震に対しては人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目安にしたものです。

調査の結果、平成22年度末の防災拠点となる公共施設等の耐震率及び耐震率の高い都道府県などは、以下のとおりです。

(1) 平成22年度末耐震率：75.7%

平成22年度末時点で地方公共団体が所有又は管理する防災拠点となる公共施設等は17万9,491棟で、このうち13万5,860棟の耐震性が確保されており、耐震率は75.7%となります。なお、前回調査（平成21年度末：70.9%（被災3県除き70.8%））と比較すると、4.8ポイント上昇しました。

また、調査を始めてからの耐震率の推移を示すと、図1のとおりです。

(2) 耐震率の高い、上位3都道府県

- 1 東京都 (91.7%)
- 2 神奈川県 (90.6%)
- 3 愛知県 (90.3%)

都道府県別では、東海地震に係る地震防災対策強化地域内の都県が、上位に多くなっています（強化地域内の都県：東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）。

(3) 耐震率の高い、上位3施設

- 1 文教施設 (79.1%)
- 2 消防本部、消防署所 (77.9%)
- 3 診療施設 (75.1%)

なお、施設別の耐震率は、表1のとおりです。

(4) 耐震性が確保されている棟数の内訳 (図2)

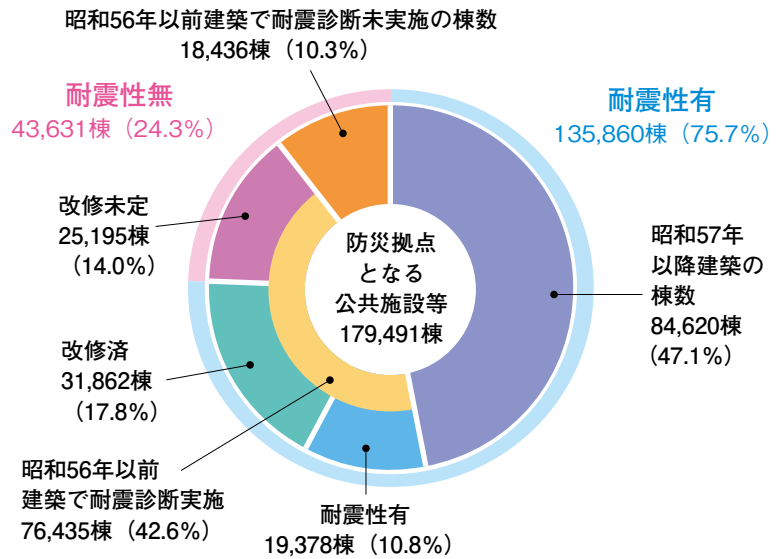
耐震性が確保されている建築物は、以下の①、②、③の合計13万5,860棟になります。

- ① 昭和56年6月1日以降の建築確認を得て建築された建築物 … 8万4,620棟
- ② 昭和56年5月31日以前の建築確認を得て建築された建築物のうち、耐震診断の結果「耐震性を有する」と診断された建築物 … 1万9,378棟
- ③ 耐震改修整備を実施した建築物 … 3万1,862棟

表1 施設別の耐震率 (都道府県+市町村)

	全棟数		改修の必要がない棟数 (耐震性有) C	改修済 D	耐震済の棟数 B+C+D=E	平成22年度末耐震率 E/A
	A	昭和57年以降建築の棟数 B				
1 社会福祉施設	21,692	11,376	3,080	1,192	15,648	72.1%
2 文教施設 (校舎・体育館)	107,884	44,455	12,763	28,108	85,326	79.1%
3 庁舎	8,416	3,878	812	807	5,497	65.3%
4 県民会館・公民館等	15,133	8,877	946	443	10,266	67.8%
5 体育館	4,158	2,404	198	191	2,793	67.2%
6 診療施設	2,905	1,866	205	110	2,181	75.1%
7 警察本部、警察署等	4,866	2,941	312	308	3,561	73.2%
8 消防本部、消防署所	6,068	3,765	568	391	4,724	77.9%
9 その他	8,369	5,058	494	312	5,864	70.1%
合計	179,491	84,620	19,378	31,862	135,860	75.7%

図2 耐震性が確保されている棟数の内訳



3 今後の対応

調査結果から、耐震診断及びその結果に基づく耐震措置が着実に進んでおり、結果として防災拠点となる公共施設の耐震化が進んでいることが分かりますが、各地方公共団体においては、耐震診断、耐震改修の推進はもとより、数値目標の設定、耐震診断結果の公表なども含めた、早急かつ計画的な耐震化に係る取組をより一層推進することが望まれます。

消防庁では、従前から公共施設等耐震化事業（事業費の90%を起債対象とし、その元利償還金の50%を交付税算入）を実施しており、このうち、地震による倒壊の危険性が高い（I s 値0.3未満）庁舎や避難所については、

交付税算入率を2/3に引き上げていたところですが、今回、東日本大震災の教訓を踏まえて新たに設けられた緊急防災・減災事業（単独）では、耐震化を一層推進するため、地方財政措置について事業費の100%を起債対象とし、その元利償還金の70%を交付税算入することとしたところですが、これらの財政措置等により、今後とも地方公共団体の取組を支援していきます。

※防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査報告書（平成23年12月）

リンク先 URL : http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2312/231209_1houdou/01_01.pdf

地域防災計画における 地震・津波対策の充実・強化 に関する検討会報告書の概要

防災課

1 はじめに

消防庁では、東日本大震災を受けて、平成23年6月から、有識者や地方公共団体の防災担当で構成される「地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会」を4回にわたり開催しました。本検討会では、中央防災会議における防災基本計画修正の動きを踏まえながら、東日本大震災において、特に甚大な被害のあった岩手県、宮城県及び福島県の沿岸市町村からの聞き取り調査などを基に、地方公共団体が地震・津波対策に係る地域防災計画の見直しを行う際に参考となる留意点や参考事例の取りまとめを行いました。

以下では、報告書の概要について紹介します。

(地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会報告書全文)

http://www.fdma.go.jp/disaster/chiikibousai_kento/houkokusyo/index.pdf



検討会の様子

2 報告書の概要

(1) 全般的事項

東日本大震災を踏まえた地域防災計画の見直しについては、防災基本計画等に基づき、必要な改定を行う必要がありますが、本検討会報告書を参考のうえ、見直しに当たっては、特に、以下の事項に留意する必要があります。

- 簡潔明快で、数値目標を設定するなど定量的な記述とし、実行計画として機能するものに
- 災害の初動対応について時間経過に即して作成（マニュアル等）
- 住民避難を柱とした応急対応に留意（住民への避難等の情報伝達）
- 災害対応力を失った場合の受援について必要な事項を定める（都道府県においては市町村への迅速かつ適切な代替措置を）
- 防災組織体制等の整備方針、整備水準等の基本的考え方を明らかにすることが適当
- 緊急防災・減災事業（単独）を活用した避難対策等の一層の推進

(2) 個別事項（主なもの）

岩手県、宮城県及び福島県の沿岸市町村（37団体）への初期の災害対応等の聞き取り調査のほか、これら3県以外の都道府県（44団体）及び沿岸市町村（622団体）に対し、地域防災計画の見直しに関するアンケート調査を行いました。これらの調査結果や検討会委員の意見等を踏まえ、個別の留意点を、被害想定、避難対策、災害応急対策、災害予防に分類して整理するとともに、参考事例（85事例）を掲載しています。以下に、主なものを紹介します。

被害想定

大津波等による被害の想定

- 44都道府県のうち、7月末時点で地域防災計画の見直しに着手している団体は、37団体（84%）、17団体では津波被害想定の見直しにも着手。沿岸等市町村で

も、588団体のうち、130団体（22%）が地域防災計画の見直しに、62団体（11%）が津波被害想定の見直しに着手。

市町村の災害対策本部機能の喪失又は著しい低下等への対応

- 主な被災3県の沿岸37市町村のうち、22団体（59%）において、本庁舎又は支所等が全壊、半壊、浸水等の被害を受けた。また19団体（51%）で、災害対策本部の設置場所の変更を余儀なくされた。
- 市町村庁舎・消防署や避難所等の移転を含めた安全対策、非常用電源設備などの点検、整備を推進。非常用電源については、設置場所や燃料等の備蓄も含め、必要な時間を確保すべき。想定復旧期間を十分上回る期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努める必要がある。
- 市町村が壊滅的被害を受けた場合を想定し、都道府県は迅速な支援、バックアップ等ができるような仕組み・体制を整備すべき。

【参考事例】 災害発生時における都道府県の市町村への支援の取組

- ①ひょうご災害緊急支援隊（兵庫県）、②県境なき技師団（新潟県）、③緊急防災推進員制度（大阪府）など

避難対策

津波に関する避難指示等の住民への伝達体制等

- 津波に関する避難勧告等に係る発令基準の策定状況（平成22年11月1日現在）は、津波が想定される656団体のうち445団体（67.8%）が策定済、147団体（22.4%）が策定中。速やかな策定と策定済みの場合の内容の再点検が必要。
- 情報伝達時、避難時等において、災害時要援護者に配慮するとともに、避難対策の見直しが必要。

【参考事例】 日頃からの避難訓練（年4回）により助かった沿岸部の介護施設の入所者・職員80名（宮城県石巻市）

津波に対する避難指示等の住民への伝達手段

- J-ALERTの活用とともに、防災行政無線、コミュニティFM、緊急速報メール（エリアメール等）、衛星携帯電話など多様な伝達手段の確保と住民への確実な伝達を推進。併せて、耐震性の向上、津波の影響を受けない場所への移設、非常用電源の確保なども重要。

【参考事例】 防災行政無線による緊迫性を持った避難の呼びかけ（茨城県大洗町）
ツイッター（宮城県気仙沼市）やコミュニティFM（宮城県山元町）の活用

沿岸部の地形や都市化の状況など地域の特性も考慮した、避難場所、避難路等の整備・確保

- 避難場所、避難所等の点検、見直しを一層推進すべき。併せてこれら施設への情報伝達の体制・手段の整備・確保を一層充実すべき。

【参考事例】 県主導による沿岸市町村の避難所、避難場所の点検及び安全レベル（3段階）の設定（和歌山県）

- 主な被災3県の沿岸37市町村のうち、津波避難計画を策定している団体は、14団体（39%）、平成22年度に津波防災訓練を実施したのは30団体（81%）。一方、沿岸市町村等588団体（主な被災3県を除く）のうち、津波避難計画の策定は119団体（20%）、住民が参加する津波避難訓練の実施（毎年実施）は、131団体（22%）に留まっている。

【参考事例】 住民参加による夜間の津波避難訓練の実施（徳島県阿南市）、小学生の参画による実践的な津波避難訓練（和歌山県海南市）

災害応急対策

防災事務に従事する者の安全確保

- 主な被災3県の沿岸37市町村のうち、14の市町村で職員が死亡又は行方不明となり、消防団員の死者・行方不明者は254人であった。
- 主な被災3県の沿岸37市町村では、職員等の安全確

保について必ずしもマニュアル化されていなかった。沿岸市町村等588団体（主な被災3県を除く）のうち、地域防災計画等において避難指示等や水門閉鎖に当たる者等の安全確保について定めている団体は46団体（8%）。

【参考事例】 水門閉鎖対応時間の設定（兵庫県洲本市）

中・長期にわたる災害対応

- 主な被災3県の沿岸37市町村のうち、庁舎被災などを含め、災害対策本部が設置された施設において、非常用電源の整備がなされていた団体は26団体（70%）であった。また、震災前に災害対応を行う施設（災害対策本部の設置場所）の代替施設を定めていた団体は14団体（38%）。なお、沿岸市町村等588団体（主な被災3県を除く）のうち、災害対応を行う施設（庁舎）の機能喪失又は著しい低下等に備えて代替施設等を定めているのは、169団体（29%）。

【参考事例】 L G W A N - A S P サービスを活用した情報のバックアップ（埼玉県皆野町）
被災者支援システム（兵庫県西宮市）

災害予防

物資等の備蓄・輸送等

- 津波浸水予想地域の住民に対し、高台の避難所に非常持出品を預けるシステムの検討（例：避難所に箱を用意し、住民が持ち寄り、自治体が保管）など。
- 大震災を踏まえ、備蓄しておくべき物資の品目、数量等の検討、確保が必要。その際、男女共同参画の視点に留意すべき。
- 物資の仕分け、配送等民間の物流専門事業者の活用を事前に検討すべき。

【参考事例】 県主導による市町村の備蓄品目、数量の点検、洗い出し（和歌山県）
物資の仕分け、配送における民間事業者の活用（宮城県気仙沼市）

都道府県の区域を越えた災害時の相互応援協定の締結等

- 平成22年4月1日現在、市区町村1,750団体のうち、1,571団体（89.8%）が防災に係る相互応援協定を締結。このうち、他の都道府県の市町村との協定締結は、820団体が行っている。

【参考事例】 岩手県の被災沿岸市町村への後方支援の取組（岩手県遠野市）

関西広域連合によるカウンターパート方式による支援の取組

全国知事会・市長会・町村会の取組

住民の防災意識向上のための普及啓発

- ハザードマップそのものが安心マップになっていた感がある。マップに示されていない危険性をどう住民に理解してもらうかが重要。ハザードマップは一つのモデルであり、全てではないことを住民に丁寧に説明する必要がある。ハザードマップを介在させた住民と行政との協働による点検・話し合いが重要。
- 釜石市の小・中学校における児童・生徒の避難の成功事例があるように、防災教育が重要。自治体のトップに対する研修も重要。

【参考事例】 小・中学生を守った防災教育の取組（岩手県釜石市）

3 おわりに

今後、大震災からの復旧・復興が進む中で、新たな課題、知見、教訓等が得られることと思われまます。それらにも十分留意する必要がありますが、本報告書は、現段階において地方公共団体における津波対策等の充実・強化に資すると考えられるものを取りまとめたものであり、全国の地方公共団体で本格化する地域防災計画の見直し等の参考となる情報を提供させていただきました。

地方公共団体における津波対策等の充実・強化に向けて、実効性ある地域防災計画の見直し及び防災・減災の取組が行われることを期待します。

平成23年(1月～6月)における火災の概要(概数)

防災情報室

総火災件数は2万7,557件で、おおよそ1日あたり152件、9分に1件の火災が発生したことになります。

なお、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県のデータは除いた件数により集計しています。

1 総出火件数は2万7,557件でした。

総出火件数は2万7,557件で、火災種別でみますと建物火災が1万3,892件、車両火災が2,425件、林野火災が1,620件、船舶火災が40件、航空機火災が1件、その他火災が9,579件でした。

平成23年(1月～6月)における火災種別ごとの出火件数

種別	件数
建物火災	13,892
車両火災	2,425
林野火災	1,620
船舶火災	40
航空機火災	1
その他火災	9,579
総火災件数	27,557

2 1,045人の方が火災により亡くなっています。

1,045人の方が火災により死亡し、3,951人の方が火災により負傷しています。

3 住宅火災による総死者の65%以上は65歳以上の高齢者が占めています。

住宅火災による総死者(放火自殺者等を除く。)数は637人で、このうち65歳以上の高齢者は416人、65.3%を占めています。

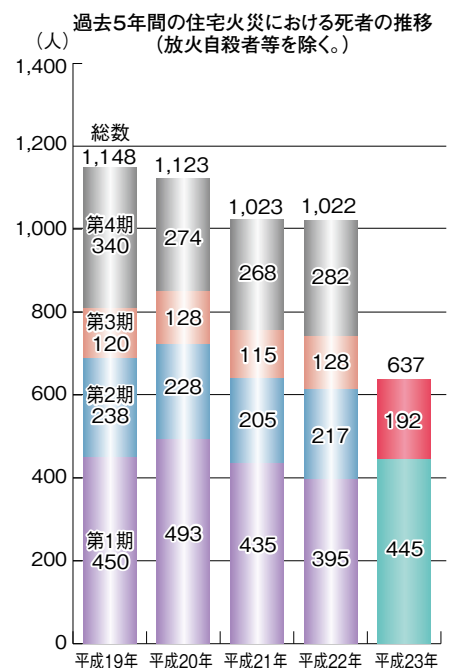
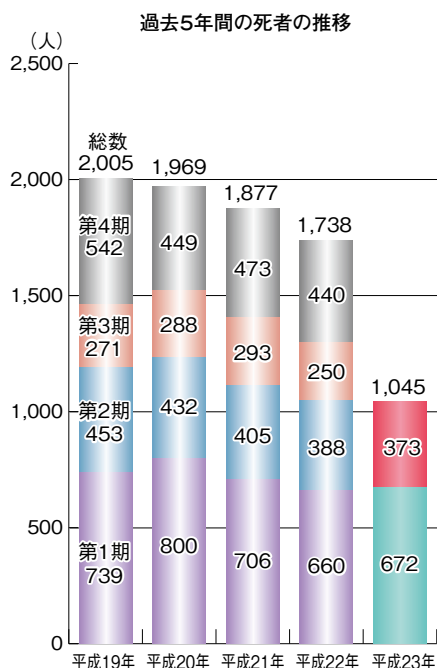
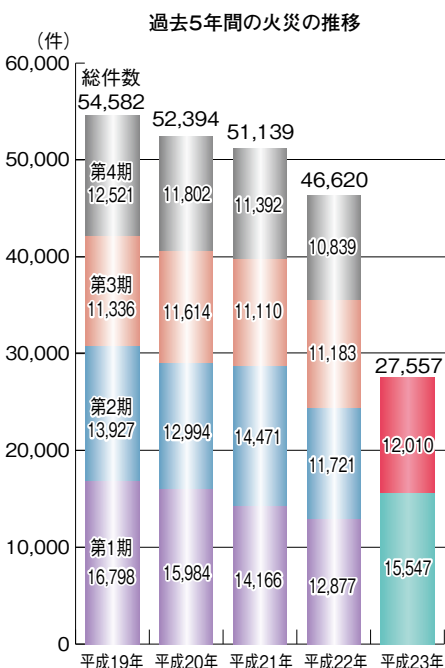
4 出火原因の第1位は「放火」、第2位は「たばこ」

総出火件数の、2万7,557件を出火原因別にみると、「放火」2,861件(10.4%)、「たばこ」2,636件(9.6%)、「たき火」2,366件(8.6%)、「放火の疑い」2,181件(7.9%)、「こんろ」2,058件(7.5%)の順となっています。

また、「放火」及び「放火の疑い」を合わせると5,042件(18.3%)となっています。

5 住宅防火対策への取組

平成16年6月の消防法改正により、全住宅について、寝室等に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。新築住宅については平成18年6月1日から既に義務



※1 本年データは概数値を、それ以外の各年のデータは確定値を使用
 ※2 第1期(1月～3月)、第2期(4月～6月)、第3期(7月～9月)、第4期(10月～12月)
 平成23年(1月～6月)は、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県のデータは除いた件数により集計しています。

化されており、既存住宅についても市町村条例の規定により順次義務化され、平成23年6月1日に全ての市町村で義務化となりました。消防庁が平成23年6月時点で推計を行った全国の普及率は約71.1%となっています。

このため消防庁では、今まで開催してきた「住宅用火災警報器設置推進会議」を発展的に「住宅用火災警報器設置対策会議」とし、未だに住宅用火災警報器を設置していない世帯（全国の約3割）への対策を打ち出すとともに、既に設置している世帯への維持管理を周知することで住宅用火災警報器の設置定着を図っていくこととしています。

また、当会議において、「住宅用火災警報器設置対策基本方針」を新たに策定し、①住宅用火災警報器の未設置世帯に対する働きかけの強化、②住宅用火災警報器の奏功事例等の積極的な周知、③住宅用火災警報器の維持管理に関する広報の強化を地域コミュニティと一体となり、継続して進めていきます。

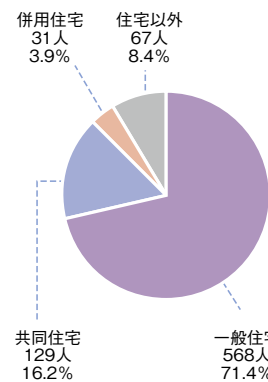
6 放火火災防止への取組

放火及び放火の疑いによる火災は5,042件で総出火件数の18.3%を占めています。

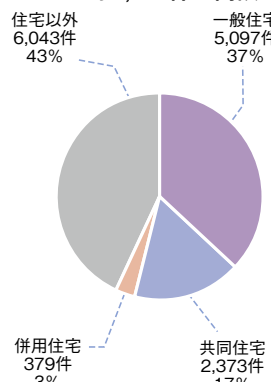
消防庁では、ソフト対策としては、春・秋の全国火災予防運動において放火防止対策に積極的に取り組むよう消防機関に通知し、全国で放火火災防止対策戦略プランに基づきチェックリストを活用した自己評価による「放火されない環境づくり」を目指した取組が進められています。

また、ハード対策としては、放火行為の抑制に効果が期待される放火監視機器の開発・普及を促進するため、「放火監視センサーを用いた放火監視機器に係る技術上のガイドライン」の策定を行うとともに、現在、全国2地

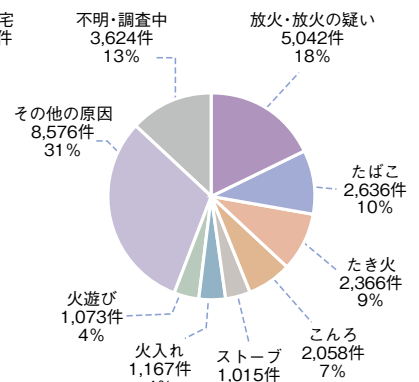
建物火災の死者795人の内訳
(死者の発生した建物用途による)



建物火災の出火件数
1万3,892件の内訳



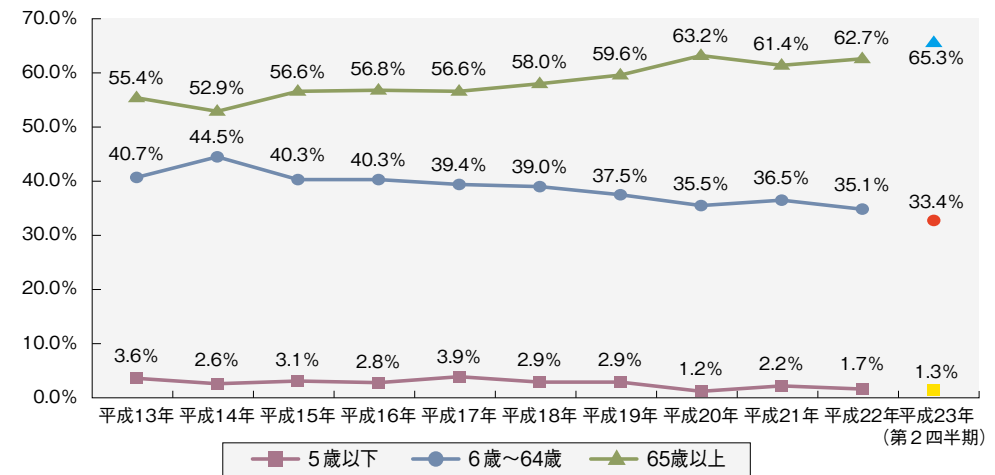
出火原因の内訳
(全火災2万7,557件)



平成23年(1月～6月)は、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県のデータは除いた件数により集計しています。

住宅火災死者（放火自殺者等を除く。）における年齢区分別割合の推移

※1 本年データは概数値を、それ以外の各年のデータは確定値を使用 ※2 住宅火災死者は、死者の発生した建物用途による。



平成23年(1月～6月)は、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県のデータは除いた件数により集計しています。

域に放火監視機器を設置し、効果の検証を行っています。

7 林野火災への取組

林野火災の件数は、1,620件で、延べ焼損面積は約778haとなっています。

例年、空気が乾燥する春先に林野火災が多発していることから、昨年も「林野火災に対する警戒の強化について(平成23年2月14日消防特第11号)」を各都道府県等へ発出し、入山者や林業関係者等に対する林野火災予防の徹底・警戒強化やヘリコプターによる空中消火の積極的な活用等について周知しました。

また、毎年、林野庁と共同で火災予防意識の啓発を図り、予防対策強化等のため、春季全国火災予防運動期間中の3月1日から7日までを全国山火事予防運動の実施期間とし、平成23年は「その油断 緑の森を 火の海に」という統一標語のもと、様々な広報活動を通じて山火事の予防を呼びかけました。

第26次消防審議会（第5回）を開催

総務課

平成23年12月15日（木）に、第26次消防審議会（第5回）を開催しました。今回は、庁内各検討会からの検討結果等の報告を行った後、第26次消防審議会答申（案）について、委員の皆様にご審議いただきました。

なお、消防審議会の資料及び議事要旨は消防庁ホームページ（<http://www.fdma.go.jp/>）に掲載しています。

【議事】

- (1) 消防庁における各検討会の経過報告について
 - ア 『地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会』について
 - イ 『東日本大震災を踏まえた危険物施設等の地震・津波対策のあり方に係る検討会』等について
- (2) 第26次消防審議会答申（案）について

消防審議会委員

（平成23年12月15日現在）

（会 長）

吉井 博明 東京経済大学コミュニケーション学部教授
（会長代理）

室崎 益輝 関西学院大学総合政策学部教授

〈消防審議会委員〉

石井 正三 社団法人日本医師会常任理事

北村 吉男 全国消防長会会長

（東京消防庁消防総監）

国崎 信江 株式会社危機管理教育研究所代表

小出由美子 NHK視聴者事務局サービス開発部部长

棚橋 信之 社団法人日本経済団体連合会環境安全委員会安全部会長

田村 圭子 新潟大学危機管理室災害復興科学センター教授

永坂 幸子 愛知県婦人消防クラブ連絡協議会会長

根本 美緒 フリーアナウンサー

茂木なほみ 主婦連合会常任幹事

山本 忠 財団法人愛媛県消防協会会長

山本 保博 東京臨海病院院長

〈消防審議会専門委員〉

秋本 敏文 財団法人日本消防協会理事長

今村 文彦 東北大学大学院工学研究科教授

片田 敏孝 群馬大学大学院工学研究科教授

福和 伸夫 名古屋大学大学院環境学研究科教授

山根 峯治 富士重工業株式会社顧問



第26次消防審議会の模様

平成23年度緊急消防援助隊 地域ブロック合同訓練の実施状況（関東／九州ブロック）

応急対策室

先月号に引き続き、今月号では平成23年度緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練のうち、関東ブロック合同訓練及び九州ブロック合同訓練の実施状況を各ブロック担当県等からの寄稿によりお知らせします。

平成23年度緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練について

長野県危機管理部消防課

平成23年度緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練は、新潟・岐阜県陸上部隊先遣隊も参加し長野県松本市及び塩尻市で、次のとおり実施しました。

1. 実施日

平成23年11月1日（火）・2日（水）

2. 実施場所

- (1) 消防応援活動調整本部設置・運営訓練（1日）
長野県庁西庁舎3階「災害対策本部室」
- (2) 部隊運用訓練（2日）
 - ア 松本会場 長野県松本平広域公園大芝生広場及び周辺
 - イ 塩尻会場
（ア）今泉南テクノヒルズ産業団地
株式会社アイパークス所有地
（イ）空港南トンネル
- (3) 野営訓練（1日）
長野県松本平広域公園陸上競技場周辺及び総合球技場ふれあい広場

3. 実施内容

- (1) 消防応援活動調整本部設置・運営訓練
長野県緊急消防援助隊受援計画策定後初めての訓練で



トンネル多重衝突事故救出訓練（11月1日 塩尻会場）



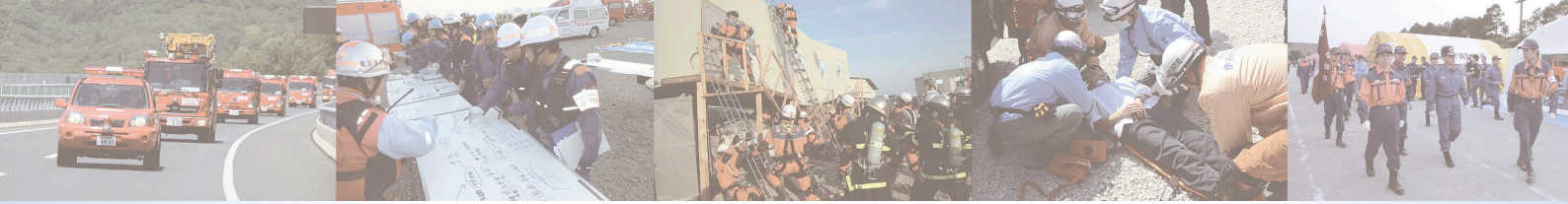
土砂災害救出訓練（11月1日 松本会場）

あり、応援要請手続きを始めとする連絡体制、情報伝達要領を検証するため、参集訓練と図上訓練の一部をリンクさせて実施した。

また、関東ブロック各都県から選出された評価者には、自都県に対する受援県の対応を中心にチェックリスト方式で評価を依頼し、評価終了後は指揮支援部隊長も同席して意見交換会を実施した。

《今後の課題等》

- 応援要請や応援部隊への情報伝達を的確に実施するため、電話とFAXを併用したが、地域衛星通信ネットワークを使用したFAXは、事前連絡の不徹底等により対応に一部混乱を生じた。
確実な情報伝達のための通信機器の選択・通信要領・体制等について改めて見直す必要がある。
- 「消防応援活動調整本部設置運営訓練」の評価は、受援体制等の実効性を検証するために有効と考えるが、より適切な評価を実施するため、地域ブロック内に限らず全国で統一された「消防応援活動調整本部運営」要領等の策定を含めた運営体制等のあり方について検討することが必要である。



木造家屋倒壊事故救出訓練（11月1日 松本会場）

(2) 参集訓練

第一次出動県隊（先遣隊含む）及び出動準備都県隊に対し、訓練想定等の一部を事前に明らかにしないセミブラインド型訓練として実時間で実施した。

また、参集時間短縮のため、長野県内に応援県隊の集結場所を設定した他、遠方から参集する県隊の一部を陸上自衛隊大型ヘリで搬送・投入した。

《今後の課題》

- 応援部隊が中隊規模未満で参集した場合、あるいは、陸上自衛隊航空機を活用した参集は、参集時間の短縮に有効であることが検証できたので、今後、応援計画等にどう反映させることができるか等、更なる時間短縮を図るための方策について検討する必要がある。

(3) 部隊運用訓練

2会場（3か所）でのセミブラインド型訓練とし、参集から継続した活動を行う夜間訓練を含め実施した。また、長時間移動による隊員の疲労を考慮し、第1日目は先遣隊を中心に、第2日目は、出動準備都県隊を中心に配備する部隊構成とした。

《今後の課題》

- 指揮支援本部を管轄消防本部等に設け、既存の通信機器を活用した訓練、夜間訓練及び長時間活動を継続

した訓練を、今後も継続することが必要である。

- 同一現場に複数の都県隊が投入された場合のより有効な連携方法について、さらに検討していく必要がある。

(4) 野営訓練

野営場所は、消防応援活動調整本部からの指示により指定して実施した。

後方支援部隊が先行し野営訓練準備を整えるなど、現着⇒活動⇒野営という実災害に即した形とした他、既存建物（体育館）を活用した宿営も実施した。

《今後の課題》

既存建物を利用することで、特に到着までに長時間を要する県隊の疲労軽減が期待できるため、テント型野営のみに偏らない受援ができるかどうかを検討していく必要がある。

(5) 燃料補給訓練

被災地周辺での燃料補給が困難となることが想定されることから、より確実に迅速な消防応援体制が行えるよう消防庁配備の燃料補給車等から各消防本部が持参した燃料携行缶への補給を各野営会場で夜間訓練終了まで実施した。

《今後の課題》

- 燃料補給部隊の編成、被災地における燃料又は燃料供給拠点の確保について、全国規模でどのように構築していくのか十分に検討する必要がある。

4. おわりに

本訓練は、受援県における緊急消防援助隊の部隊運用や連携体制の重要性などの検証として大変有意義な訓練となりました。東日本大震災を受け、新たな訓練の試みを行いました。受援に備える姿勢の大切さを痛感しました。

今回の関東ブロック合同訓練は、天候にも恵まれ、各都県、参加消防本部、各協力機関の皆様の絶大なるご支援、ご協力により事故もなく実施することができましたことに、心から感謝申し上げます。

平成23年度緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練について

宮崎県危機管理局消防保安課

平成23年度緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練を、宮崎県宮崎市及び児湯郡高鍋町において、次のとおり実施しました。

1. 実施日

平成23年11月4日（金）・5日（土）

2. 実施場所

(1) 被災地初動対応訓練（4日）

宮崎県庁、宮崎市消防局、宮崎県東見湯消防組合消防

本部（以下、「東見湯消防本部」という。）

(2) 部隊集結訓練、部隊運用訓練【先遣隊・夜間】（4日）

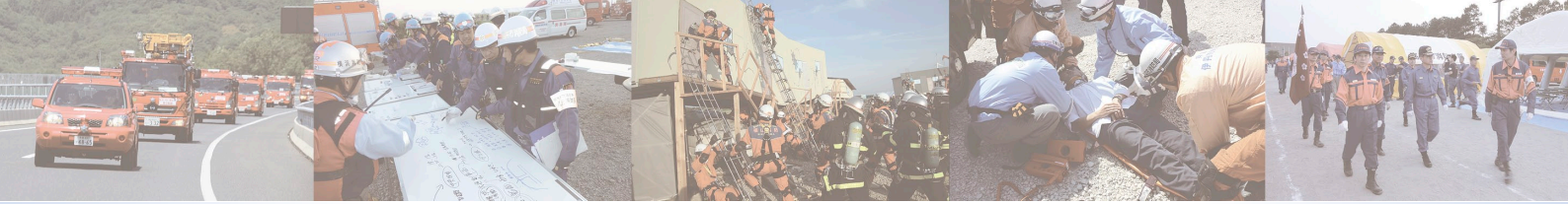
宮崎市清武総合運動公園、東見湯消防本部

(3) 部隊運用訓練（5日）

宮崎市清武総合運動公園

3. 実施内容

宮崎県沖を震源とする最大震度6強の地震が発生し、さらに地震発生から30分後に到着した津波により宮崎県



消防応援活動調整本部運営訓練（11月4日 宮崎県庁）



橋梁崩落事故救出訓練（11月4日 宮崎市清武総合運動公園）

沿岸部全域が被災した。この地震及び津波により、宮崎市及び高鍋町で甚大な被害が発生しているとの想定で訓練を実施した。

(1) 被災地初動対応訓練

緊急消防援助隊の応援要請を行うとともに、消防応援活動調整本部（宮崎県庁）及び指揮支援本部（宮崎市消防局及び東児湯消防本部）を設置し、緊急消防援助隊の活動調整並びに部隊移動の指示等を実施した。

《今後の課題等》

- 消防応援活動調整本部に派遣される消防本部職員の人数が不足していたため、今後、受援計画等において、体制の見直しが必要である。
- 消防応援活動調整本部に入ってくる情報を一元化し、的確に整理・伝達する手法について検討する必要がある。

(2) 部隊集結訓練、部隊運用訓練【先遣隊・夜間】

迅速出動の4県先遣隊を指揮支援部隊長の判断により、宮崎市と高鍋町にそれぞれ2県隊ずつ出動させ、被災地到着後、直ちに部隊運用訓練を実施した。

さらに、高鍋町に出動した2県先遣隊は、訓練終了後、宮崎市へ部隊移動させた。



座屈倒壊中高層建物救出訓練（11月5日 宮崎市清武総合運動公園）

また、夜間には、集結した全県隊による部隊運用訓練を実施した。

《今後の課題等》

- 指揮支援隊長が被災地に到着するまでの緊急消防援助隊指揮支援本部の運用体制等について、検討する必要がある。

(3) 部隊運用訓練

指揮支援部隊（福岡市消防局）及び指揮支援隊（北九州市消防局、岡山市消防局）の部隊統制の下、地震及び津波災害を想定した各種訓練を全県隊により実施するとともに、自衛隊及びDMATと連携した訓練を行った。

また、市街地火災消火訓練では、火災現場に通じる橋が崩壊したとの想定で、陸上自衛隊により設置された架柱橋を消防車両が通過して消火活動を実施した。

《今後の課題等》

- より実戦に即した訓練とするため、長時間に及ぶ過酷な状況での訓練想定としたが、活動を終了した県隊の応援出動のあり方、DMATの要請要領等を検討し、より実戦的な訓練としていく必要がある。

4. おわりに

今回の訓練は東日本大震災での活動を通じて得た教訓から、長時間であるとともに、より過酷な状況での活動を主眼として実施しましたが、参加隊員は最後まで高い士気を維持しながら活動し、また緊急消防援助隊の運用や関係機関との連携についても検証ができ、大変有意義な訓練となりました。今後は訓練の成果や課題をもとに、一人でも多くの命を救えるよう、より一層緊急消防援助隊の体制の強化に努めなければならないと考えております。

最後に、訓練の実施に多大なご協力を賜りました九州ブロック各県、各消防本部、岡山市消防局、陸上自衛隊、各県DMAT及びその他関係機関の皆様にご心から感謝申し上げます。また、東日本大震災により被災された皆様へ、心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。



KYOTO



京都府 宇治市消防本部
消防長 安岡 正之

「お茶と源氏物語のまち」宇治市

宇治市は、京都府の南端に近く京都盆地の東南部に位置し、「宇治茶」の名産地として全国的に知名度が高く、ユネスコの世界遺産である「平等院鳳凰堂」や「宇治上神社」があり、宇治十帖として源氏物語の舞台になるなど、歴史と文化にあふれた環境に恵まれています。

また、宇治橋下流で発見されました、豊臣秀吉が築いたと言われている、「宇治川太閤堤跡」が平成21年7月に国の史跡に指定されました。



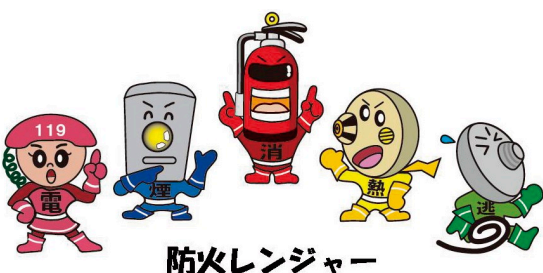
平成19年9月に行われた太閤堤跡発掘現場説明会

本市の消防体制は、1本部3署2分署の配置で、消防車等16台、救急車6台など41台の車両と消防職員201名で組織され、1本団6分団378名の消防団員とともに、管轄面積約67.55km²、人口約19万3千人市民の生命・財産を守っています。

予防行政の充実

年々、火災事象も複雑化しており、市民一人ひとりの防火意識の高揚を図ることが、益々重要になっています。こうした中、住宅防火推進キャラクター「防火レンジャー」を活用した、より親しみ易い啓発活動を行っています。

また、世界遺産を含む市内随所の重要文化財の保護を目的とした「文化財まもり隊」制度を立ち上げ、火災予防と災害発生時の被害軽減に努めています。



防火レンジャー

消防体制の充実強化

「市民が安全で安心して暮らすことのできるまちづくり」を目指して、消防体制の充実強化に取り組んでいます。なかでも、多様化する災害への対応力の向上とともに、団塊世代職員の大量退職による職員の若年化に対するフォローアップを喫緊の課題と捉え、職員のスキルアップを目的とした教養研修や、教育訓練等の充実にも注力しています。

救急体制の充実強化

全国と同様に当市においても救急件数が年々増加しており、平成22年には超高齢社会に突入したこともあり、今後も救急要請は増え続けるものと考えられます。増加する救急需要対策として、「救急高度化への対応」「教育訓練体制の充実」「普及啓発活動の積極的な推進」を三本柱に掲げ、市民の安全・安心を守る取組を進めています。また、近年の救急件数の増加により、救急車の平均到着時間が徐々に延びていることから、「5分救急」を目標に平成25年度に救急隊を1隊増隊し、救急体制の強化を図り、救命率の向上を目指します。



救命講習会

消防通信指令システムの更新整備

消防防災ICT化に対応するために、現消防通信指令システムの高機能化に加え、消防・救急デジタル無線の整備にも対応する最新鋭の消防通信指令システムを更新整備し、年度内に運用開始を予定しています。

おわりに

宇治市では、東日本大震災などの地震災害を契機に、消防体制や消防庁舎問題を解消するための検討委員会を設置し、今年度に定数条例を改正（26名増員）し、今後救急隊の増隊や、老朽化した庁舎の建て替えを順次行っていくことを予定しており、災害に強いまちづくりを推進するため、災害対応能力の強化に努めています。

群馬県緊急消防援助隊合同訓練を実施

群馬県消防長会

群馬県緊急消防援助隊合同訓練を平成23年11月26日と27日に前橋市内で実施しました。訓練では実戦的な訓練の推進を図るため、想定の一部を明らかにしないブラインド型訓練、複数会場で訓練を行う分散並行型訓練、緊急消防援助隊の活動に即した部隊配備及び部隊移動を含めた訓練を行いました。訓練は群馬県を震源とする大規模な地震により、多数の負傷者の発生及び甚大な被害を想定し、東日本大震災における活動の教訓を踏まえ、緊急消防援助隊の技術及び連携活動能力の向上を図りました。



さまざまな想定にも対応できる、災害対応能力を取得

国際消防救助隊の実戦的訓練に伴う事前訓練

船橋市消防局

船橋市消防局は、消防庁が主催する国際消防救助隊の実戦的訓練に先立ち、平成23年10月26日から11月30日までの間、本市消防局のIEC（国際捜索救助諮問グループ外部評価分類）受検隊員が指導員となり、県内近隣5消防本部の登録隊員延べ79名が参加して合同による事前訓練を行いました。訓練では、本市消防局庁舎や解体を予定している市内の大型ホテルを訓練会場として、ブリーチング、ショアリング、クリビング及びCSR（閉鎖空間からの救出）等の実戦的な訓練を実施しました。



訓練を通じて相互理解やチームワークの有効性を確信

消防通信 望楼 ぼうろう

団犬「ココ」が巡回広報で火の用心！

下京消防団永松分団

京都市下京区の永松分団では、年末の火災予防運動で分団所属の団犬「ココ」が火の用心を呼びかけています。「ココ」は、同分団の村田卓三分団長の愛犬で8歳になるメスの柴犬。「人が好きで、吠えない」という性格を見込んで、3年前に防火運動のPR役に任命されました。分団での主な役割は巡回広報において火の用心を呼びかけることで、特技は、団員と一緒に整列すること。巡回広報では、団の制帽を被った愛らしい姿で、繁華街を歩き交う人たちに「火の用心」を訴えていました。



愛くるしい瞳で火災予防の重要性を訴える団犬「ココ」

政令指定都市移行記念 熊本市消防出初め式を開催

熊本市消防局

熊本市消防局では、消防出初め式を昭和24年から市民の安全を祈願して実施しており、今年は4月に誕生する政令指定都市「熊本」を記念して、1月8日に開催しました。消防職員・団員による木遣り歌・はしご乗り・纏振りの披露や一斉放水では、会場に詰めかけた多くの参観者から大きな拍手と歓声が沸きあがりました。本市では市民が安全で安心して暮らせるまちづくりのため、現在の3消防署体制から1行政区に1消防署となるよう、5消防署体制へ段階的に整備を進めていきます。



今年1年の安全を祈願し一斉放水

消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



消防大学校だより

救急科(第73期)

消防大学校では、平成23年10月6日から11月25日まで、救急業務の指導的立場にある職員の資質の向上を目的に、救急科第73期を実施しました。全国の消防本部等から選抜された救急隊長等の職にある36名は、設定されたカリキュラムに積極的に取り組みました。

出場件数の急増、医療との連携による円滑な搬送体制の構築等、救急業務は多くの課題を抱えています。学生は、救急業務の指導者として求められる知識、技術の習得に努めるとともに、その職責、心構えについても認識を深めました。

研修では、消防庁消防・救急課救急企画室による救急行政の動向や研修前に通知された「ビデオ喉頭鏡」の活用をはじめ、最新の救急医療の動向に関する講義、救急需要対策や医療との連携に係る先進的な消防本部の取組に関する講義と現地視察等を実施しました。このほか、部下に対して論理的な指導や円滑な救急活動が実践できるよう、リーダーシップ論、教育技法、説得技法、そして接遇に関する講義、演習等も実施しました。

これらのカリキュラムに加え、課題研究の授業では、各学生が救急業務を遂行する上での問題点について自らテーマ設定を行い、現状、課題、解決策等について整理、検討を行いました。研究成果については、パワーポイントの作成要領や統計学の講義内容を活かして説得力のある資料を作成し、全員の前で発表しました。また、訓練企画運営の授業では、研修の集大成として各班単位に救急訓練の想定作成を行い、実際に他の班を実施隊として想定付与し、訓練結果についての検討会を開催、評価するという一連の流れにより2日間にわたって実施し、訓



NBC救急対策講義
(杏林大学医学部山口講師)

練指導技術の向上方策について学びました。

約2か月の研修期間、学生は多彩なカリキュラムに真剣に取り組むとともに、寮生活においても各消防本部の現状及び救急業務が抱える課題等について熱く語り合い、全国的な絆を育みました。

教育訓練を終えた学生からは、「研修で学んだ指導者、リーダーとしての資質、考え方、身の振る舞い方をこれから所属で実践していきたい。」「課題研究発表で他の本部の抱えている問題点や考え方を知ることができ、今後の活動に生かしたい。」「訓練企画から運営までの流れと着眼点について理解し、検討会の重要性を学ぶことができた。」などの意見がありました。

救急科第73期の卒業生36名は、全国各地の消防本部等における救急業務の指導者として、若手の育成、医療との連携、業務高度化への対応等様々な場面での活躍が期待されます。



救急訓練運営



横浜市消防局警防部司令課(ディスパッチシステム)視察

消防団長科(第60期)

消防大学校では、消防団の上級幹部に対してその職に必要な知識及び能力を総合的に修得させることを目的に、平成23年12月5日から12月9日までの5日間、消防団長科第60期を実施し、全国から入校した団長又は副団長の階級にある24名が共に学びました。

座学では、久保信保消防庁長官の「消防行政の当面の課題」、秋本敏文日本消防協会理事長の「消防団幹部のあり方」等についての講義、さらには、東日本大震災を踏まえた消防団活動の今後のあり方や消防団幹部として必要な知識・指導力・安全管理について、各方面の講師から専門的な講義を受けました。

消防運用に関しては、指揮シミュレーション訓練を行



指揮シミュレーション訓練



消防庁消防防災・危機管理センター

い、震災時における円滑な部隊運用や消防署隊との連携を確認しました。

また、課題・事例研究では、各消防団の現状と課題についてグループ討議や発表を行い、東日本大震災での消防団活動、消防団による啓発活動や団員の確保、女性消防団活動とその指導方法等、様々な課題に対して熱心に意見交換を行いました。

研修を終えた学生からは、「今までにない経験・感動・勇気をもらい、今後も消防団という絆を大切にしたい。」「消防団活動の意義を再認識することができた。」など、多くの前向きな意見が寄せられました。

今後は、これまでの経験や実績に加え、今回の研修で修得した知識・技術を十分に発揮して、地域の安心と安全のために、更なる活躍を期待します。

自主防災組織育成短期講習会

消防大学校では、自主防災組織教育指導者に対する教育のあり方に関する調査研究の一環として、平成18年度に作成した指導教本の普及及び効果検証を行うとともに、地方公共団体における自主防災組織の指導・育成を支援するため、自主防災組織育成短期講習会を平成19年度から開催しています。

今年度は、平成23年10月13日に消防大学校で、11月10日に福岡県北九州市で計2回開催し、全国各地から地方

公共団体の職員113名（都道府県11名、市区町村64名、消防本部30名、消防学校8名）が受講しました。

講習会は、講義及び演習の2本立てで構成しており、午前中は、消防庁国民保護・防災部の山口英樹防災課長による「自主防災組織の目的・役割」、山口大学大学院の瀧本浩一准教授による「地域防災力の再生と向上」の講義を行い、午後は、演習として「図上訓練（DIG手法）」を実施しました。

受講者からは、「自主防災組織の目的・役割等今後の訓練の参考となることを学ぶことができた。」「「防災」の意味を再認識させられた。災害の発生する前を軽視しているということを痛感させられた。」「今後、自主防災組織の育成に努めたい。」「地域の実情に応じた組織の立ち上げ、マニュアル等の検討が必要。」「防災担当などを対象に、訓練指導に必要な技術習得のための研修をもっと増やしてほしい。」など、多数の意見が寄せられました。

消防大学校では、今後も本講習会の結果を踏まえ、自主防災組織の指導・育成業務に必要な知識及び能力の一層の向上のため、地方公共団体の自主防災組織育成担当者に対する教育の充実等を行っていく予定です。

なお、本講習会や危機管理・防災教育科自主防災組織育成コースにおいて配布している「自主防災組織教育指



山口大学大学院瀧本浩一准教授による
講義「地域防災力の再生と向上」

導者用教本」は、消防庁のホームページ (<http://fdmc.fdma.go.jp/investigation/index.html>) からダウンロードできますのでご活用ください。



図上訓練 (DIG手法)



図上訓練 (DIG手法)

消防大学校成績優秀者(学生番号順)

科 名 (期)	氏 名	所属消防本部 (都道府県)
幹部科 (第27期) 10月25日～12月9日 65名	堀越 達也 齊藤 春夫 原山 研治 山田 郁夫 湯野 正基 舂亭 幸男 鈴田 雄一 中間 豊	越谷市消防本部 (埼玉県) 狭山市消防本部 (埼玉県) 東京消防庁 (東京都) 長岡市消防本部 (新潟県) 小松市消防本部 (石川県) 奈良市消防局 (奈良県) 長崎市消防局 (長崎県) 鹿児島市消防局 (鹿児島県)
救急科 (第73期) 10月6日～11月25日 36名	畠山 光 東 貴之 杉本 恭伸 頼定 誠	気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部 (宮城県) 伊奈町消防本部 (埼玉県) 江南市消防本部 (愛知県) 岡山市消防局 (岡山県)

少年消防クラブ活動に参加しませんか

防災課

少年消防クラブは、子どもたちが防火・防災について学び、訓練や講習など様々な体験を通して、消火や応急手当などの知識・技術を身につけることを目的として活動しているクラブです。学校、町内会、消防署、消防団（分団）などの単位で組織されていることが多く、平成23年5月1日現在、日本全国で4,913クラブ、小学生から高校生までの約43万人のクラブ員たちが活発に活動しています*。

少年消防クラブの活動内容はクラブによって異なりますが、例えば以下のような活動が行われています。

(1) 講習会・防災訓練等への参加

防災講習会や防災訓練などへの参加、消防署への見学訪問などを通じ、火災の知識や、地震などの自然災害が発生する仕組みを学習したり、消火器などを使った初期消火の方法、ロープワーク、応急手当の方法などを学んだりしています。

(2) 研究発表、ポスター作成

防火・防災に関する研究発表会を行い、その成果をまとめたレポートや防火ポスター、防火新聞等を校内に展示したり、各家庭に配布したりして、火災予防や防火・防災意識の高揚に努めています。

(3) 防災まち歩き、防災マップ作り

クラブ員たちが自分達の地域を実際に歩き、消火栓の場所や災害時の危険箇所などについて把握し、防災マップを作成することなどを通して、自分たちの地域に対する理解を深めています。

(4) 防火広報の実施

消防職員・消防団員とともに、地域の住民の方々に火災予防を呼びかけるため、火災予防運動実施期間や年末を中心に防火パトロールや防火パレードなどの防火広報活動を行っています。

(5) 防災キャンプ

夏休みなどを利用して、小学校の体育館や運動場、キャンプ場などに寝泊まり（避難所体験訓練）し、炊き出し、キャンプファイヤーなど普段できない活動を通して、仲間との連

帯感を高めています。

少年消防クラブの活動は、命や暮らしを守ることの大切さを学ぶとともに、地域と関わりを持ち、ある程度幅をもった年齢層の仲間との交流経験を持つ機会にもなっており、人間形成や地域社会への参加の面でも大きな意味がある活動となっています。

特に、中学生や高校生は、将来の地域防災の担い手としての役割だけでなく、現時点においても地域における防災活動に参加し、地域防災力の向上に寄与することが期待されており、少年消防クラブ活動へのより多くの参加が望まれるところです。

消防庁では、地方公共団体等とともに毎年、優良な少年消防クラブや指導者に対する表彰を実施しており、平成22年度は、特に優良なクラブ22団体、優良なクラブ28団体、優良な指導者10名を表彰しました。

また、消防庁などが参画する少年消防クラブ活性化推進会議では平成22、23年度、実践的な活動を取り入れるなど積極的な取組をしようとする88クラブを「モデル少年消防クラブ」として選定しています。こうした少年消防クラブの活動事例をはじめ、少年消防クラブに関する様々な情報は、財団法人日本防火協会発行の少年消防クラブニュース（季刊）で取り上げられ、全国の少年消防クラブに配布されているほか、同協会のホームページ（<http://www.n-bouka.or.jp/club/index.html>）及び財団法人日本消防協会のホームページ（<http://www.nissho.or.jp/2010/06/shounenshobo-mokuteki.html>）でも紹介されていますので、ぜひご覧ください。

身近な生活のなかから火災・災害を予防する方法等を学ぶ少年消防クラブに参加してみませんか。お住まいの地域の少年消防クラブの活動については、お近くの消防署や市町村にお問い合わせください。



避難訓練での放水訓練
（富山県 富山市立城山中学校少年消防クラブ）



紙芝居「いなむらの火」披露の様子
（東京都大田区 矢口消防少年団）

*東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県のデータについては、前年数値（平成22年5月1日現在）による集計

12月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防予第450号 消防危第276号	平成23年12月7日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長 消防庁危険物保安室長	型式承認の失効に伴う消火器の取扱いについて
消防災第404号	平成23年12月8日	各都道府県知事	消防庁次長	「防災とボランティア週間」における諸行事の実施について
消防災第405号	平成23年12月9日	関係道府県消防防災主管部長	消防庁国民保護・防災部防災課長	降積雪期における防災態勢の強化について（通知）
消防危第292号	平成23年12月13日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	危険物事故防止ブロック会議の開催結果について
消防予第477号	平成23年12月15日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁次長	「第58回文化財防火デー」の実施について（通知）
消防危第295号	平成23年12月21日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁次長	危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の公布について（通知）
消防危第302号	平成23年12月21日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	地下配管の塗覆装等の技術上の基準に係る運用について
消防災第421号	平成23年12月22日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁長官	「消防団員入団促進キャンペーン」に基づく広報の推進について（通知）
消防災第436号	平成23年12月27日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁国民保護・防災部防災課長	地域防災計画における地震・津波対策の充実強化について（依頼）
消防危第303号	平成23年12月27日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱いに係る運用について
消防危第304号	平成23年12月28日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	移動タンク貯蔵所等に対する立入検査結果について
消防予第500号	平成23年12月28日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	「聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器普及支援事業」の事業者の決定及び協議要領について

消防庁人事

平成23年12月31日付

氏 名	新	旧
江 村 興 治	出向（総務省大臣官房付）（警察庁交通局付）	消防大学校長

平成24年1月1日付

氏 名	新	旧
有 岡 宏	消防大学校長	総務省自治大学校副校長
吉 岡 正 一	出向（総務省大臣官房秘書課課長補佐 併任 内閣官房副長官補付 命 内閣官房東日本大震災復興対策室室員 併任 東日本大震災復興対策本部宮城現地対策本部事務局局長付）	消防大学校調査研究部教授

平成24年1月10日付

氏 名	新	旧
深 澤 良 信	出向（総務省大臣官房付）（国土交通省大臣官房付）	国民保護・防災部参事官
是 澤 優	国民保護・防災部参事官	総務省大臣官房付

広報テーマ

2 月		3 月	
①春季全国火災予防運動	予防課	①地域に密着した消防団活動の推進	防災課
②住宅の耐震化と家具の転倒防止	防災課	②e-カレッジによる防災・危機管理教育のお知らせ	防災課
③全国山火事予防運動	特殊災害室	③少年消防クラブ活動への理解と参加の呼びかけ	防災課
④地域を災害から守るための消防団活動への参加の呼びかけ	防災課		

守りたい。地域の絆と、

未来に繋がる笑顔。

消防団員のやりがいは、地域に暮らす自分自身が、
地域のために動き、身近な人の役に立てること。
そして、年齢も職業もさまざまな仲間と出会い、
人としても大きく成長していけることにある。
例えば災害時には、地域の人々とも連携しあいながら、
一緒に乗り越え、さらにまた強い絆を育んでいく。
そうやって生まれた「絆」が何よりの宝物。



[福島県いわき市消防団員と地域の皆さん]

あなたのちからで
救われる人がいる

消防団員 募集

消防団に関する詳しい情報は…

消防団 検索 <http://www.fdma.go.jp/syobodan/>

消防団員募集の手続き等については、各市町村ごとに定められていますので、
居住地(あるいは勤務地)の市役所・町村役場、または最寄りの消防署にお問い合わせください。

お問い合わせ先・電話番号

FDMA 消防庁
住に守るために

twitter  [消防庁]
http://twitter.com/FDMA_JAPAN

消防団員入団促進啓発広報用ポスター

消防庁ホームページ <http://www.fdma.go.jp>